

DATE 2020 9 10

Hello S.M.J.

I want to say a big Thank you to your organization
For the Financial Support of 30,000 yen, may God bless
this organization and continue to give this organization
more strength, once again Thank you so much.
Best Regards.

ここにいますとともに

I am here.
Survive the corona
crisis together.



新型コロナ
「移民・難民緊急支援基金」報告書

2020

コロナ危機を生きぬく



Thank You
So Much
God Bless You



NPO法人
移住者と連帯する全国ネットワーク
(移住連)

C O N T E N T S

I

政府・地方自治体への緊急要請 03

2

「移民・難民緊急支援基金」概要 06

3

「移民・難民緊急支援基金」がめざしたもの 08

4

支援申請書に見る難民申請者・帰国困難者・移民の苦境 09

5

支援した人びとからの返信 20

6

支援活動に参加した個人・団体からの提案と意見 23

7

「移民・難民緊急支援基金」を終えて

- ①「基金」を振り返って 29
- ②「基金」運営チームに参加して 31

8

「移民・難民緊急支援基金」会計報告 34



1. 政府・地方自治体への緊急要請

コロナ危機で苦境がつづく難民申請者や移民への緊急支援要請書

2020年11月10日

移住者と連帯する全国ネットワーク

新型コロナウイルスによる世界的なパンデミックのなか、私たちは5月8日、「移民・難民緊急支援基金」を立ち上げ、5月～9月、公的支援をまったく受けられない難民申請者や仮放免者、帰国困難者、公的支援に容易にアクセスできない移民、計1,645人を支援しました。

しかし、今後、コロナ感染拡大がいったん収まったとしても、これら難民申請者や移民の方々の苦境は、さらに続くことが必至です。

私たちは今後とも、これらの人びとに寄り添い、支えていきます。しかし、これらの人びとの数は途方もなく多く、また、これらの人びとの苦境が、政府からも地方自治体からもこのまま放置されるならば、時間の経過とともに、それこそ病死、餓死、自死に至るまで切迫していくおそれがあります。

日本社会に共に暮らすこれらの人びとに対して、政府と地方自治体は、次のような緊急の支援措置をただちに講じてください。

1. 特別定額給付金の対象者を広げてください。＜総務省＞

「日本に来て間もなく難民申請。RHQ保護費を申請したものの、まだ受給できていない。知人に頼ってきたが、コロナで知人の収入も減り、困窮している」(30代夫婦と幼児)

「仕事と在留資格を失い、子どもを出産したばかり。帰国したいが、空港封鎖が解かれるまでの生活が不安」(30代母と乳児)

このように、国境封鎖や諸般の事情により帰国できないにもかかわらず、住民登録の対象外ゆえ公的支援をまったく受けられない難民申請者や仮放免者を含む非正規滞在者、短期滞在者などに対して、特別定額給付金10万円を支給してください。また、コロナの影響は中長期にわたり、社会的に脆弱な立場に置かれた人びとの生活困窮はさらに深刻化しています。第2次特別定額給付金の支給を検討してください。

2. 就労可の在留資格を付与してください。＜法務省＞

「技能実習生として来日。しかし職場では、ヘルメットを金槌で叩かれたり、釘を投げつけられ、そのことを監理団体に相談すると、かえって帰国を迫られたため、逃亡。今年3月末で在留資格が切れ、現在の在留資格は特定活動2ヶ月。就労ができないので友人のアパートに居候」(20代男性)

「一時期、家族で公園に野宿していたこともあったが、今はアパートに入ることができた。しかし、仮放免のため仕事ができず、子どもたちの食べ物は知人から分けてもらっているが、十分な栄養が摂れていない」(30代夫婦と幼児3人)

国境封鎖や諸般の事情により帰国できない短期滞在者、難民申請者、仮放免者などの非正規滞在者に対して、コロナ禍という非常事態を考慮したうえで、短期間であっても就労可能な在留資格を付与してください。

3. 誰もが「屋根がある住まい」を確保できるようにしてください。＜国土交通省＞

「今年1月末に入国し難民申請。知人を頼って生活していたが、コロナ禍で知人の援助も得られなくなり、空き家で寝泊まり……」(30代男性)

「夫と共に来日し、難民申請。昨年、2回目の難民申請が却下され、夫は収容を恐れて逃亡し、連絡がつかない。子どもを抱え、定住先もなく困窮している」(20代母と幼児3人)

仮放免者や短期滞在者などの場合、家賃が生活を圧迫しています。在留資格の有無にかかわらず公営住宅あるいは宿泊施設を、緊急に提供してください。

国土交通省によると、コロナ感染拡大による収入減少者向けに枠を設けて目的外使用制度等により提供される公営住宅は、特定警戒都道府県・政令市において9月25日時点で1,452戸程度確保、のべ368世帯が入居したとされています。しかし対象地域であっても、公営住宅の目的外使用制度を実施していないとして、家賃が払えずに立ち退きを迫られる外国人もいます。制度が必要な人に十分活用されるように、自治体に対するさらなる働きかけをしてください。

4. 誰もが生活保護を受けることができるようにしてください。＜厚生労働省＞

「母子で来日し、息子の日本人の父に対して認知請求を起こした。短期滞在の在留資格は延長されたが、コロナの影響で審判は延期。友人に生活を全面的にサポートしてもらっているが、所持金はない」(60代母と高校生)

「いま裁判と再審情願で在留特別許可を求めている。昨年に仮放免されたが、直後からひどい歯の痛みや心臓の疾患などで治療が必要。他の家族(妻と3人の子ども)は生活保護受給中だが、本人はまったく収入がない中で医療費がかさみ、生活が苦しい」(50代男性)

現在の生活保護制度は、特別永住者や別表第二の在留資格者には適用されていますが、それ以外の外国人には適用されません。現行の運用を改め、生活に困窮するすべての移民に適用されるようにしてください。

5. すべての難民申請者の生活を保障してください。＜外務省＞

現状では、難民事業本部(RHQ)による緊急宿泊施設の受け入れや保護費の支給は、きわめて限定的であり、とくにもっとも生活に困窮している非正規の難民申請者や複数回申請者が対象となっていない。また、コロナにより支給手続きも遅れ、難民申請者のなかには、子どもを抱えていても住居や最低限の食べ物がないなどの声が基金でも多く寄せられました。すべての難民申請者を、外務省による支援(難民認定申請者緊急宿泊施設での受け入れや保護費支給)の対象としてください。

6. 誰もが生活支援制度へアクセスできるようにしてください。＜厚生労働省＞

住居確保給付金をはじめとする福祉制度やその他の支援金について、国籍や在留資格を問わず要件を満たせば適用対象となるものでも、実際には外国籍者への適用は非常に限られています。その背景には、支援情報が十分に届いていない、また申請書類が日本語であるために一人では申請できない、などの現実的な壁があります。これらの福祉制度や支援金の手続きについて日本語を母語としていない方でもわかりやすく広報するとともに、実態に即して利用要件を緩和し、また柔軟な手続きを可能とする等、困窮しているすべての人がもれなく活用できるようにしてください。そのために、生活困窮者自立支援制度を国籍や在留資格にかかわらず利用できるようにしてください。

7. 就学援助を、公立学校に通い経済的に困窮しているすべての子どもに適用してください。

＜文部科学省＞

経済的困窮によって公立学校の給食費や諸費用が支払えなくなっているにもかかわらず、保護者の収入証明が出せない、情報が行き届いていないなどの理由で就学援助の適用を受けられていない外国ルー

ツの子どもがいます。保護者の生活実態に即し、就学援助が困窮しているすべての子どもに柔軟に適用されるよう、各自治体に通知を出してください。

8. 民間シェルターや同行支援・通訳支援活動を行う民間団体への緊急財政支援をしてください。

＜法務省＞＜総務省＞

公的支援を受けられない難民申請者や国境封鎖によって帰国できない移民などを受け入れている民間のシェルターに対して、財政支援をしてください。

9. 誰もが雇用保険の特例を活用できるようにしてください。＜厚生労働省＞

「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律」に基づき、雇用保険の基本手当の給付日数の延長に関する特例について、周知を徹底してください。

10. 誰もが児童扶養手当をもらえるようにしてください。＜厚生労働省＞

児童扶養手当について、在留資格の有無を問わず支給してください。

11. 日本で生まれた子どもたち等に在留資格を付与してください。＜法務省＞

日本で生まれた外国籍（無国籍を含む）の子どもたちや、日本で義務教育を受けていたり卒業した子どもたちには、無条件で在留資格を付与してください。

12. 誰もが病院に行けるようにしてください。＜厚生労働省＞

入管の収容施設から仮放免された人のほとんどが、何らかの疾患をもち持病を悪化させています。一方、現在の無料定額診療事業は、病院の裁量によるため、仮放免者が多く居住する地域の場合、一律受け付けないとする病院もあります。健康保険のない難民申請者や移民に対して、すべての医療機関で、無料あるいは低額で診察・治療ができるようにしてください。

13. 誰もが入院助産制度を利用できるようにしてください。＜厚生労働省＞

入院助産制度は、在留資格の有無にかかわらず利用可能とされています（2000年「外国人の医療と福祉に関する質問主意書」の政府答弁書）。しかし現実には、在留資格のない外国人への適用を拒んだり、入管庁へ通報する自治体があります。在留資格のない母親および無保険の母親が出産前、出産後の健診費用等にかんして安心して入院助産制度を利用できるように、自治体に改めて通知してください。

14. すべての留学生および朝鮮大学生に学生支援緊急給付金を支給してください。＜文部科学省＞

学生支援緊急給付金について、2次推薦でも、要件を満たしているにもかかわらず、推薦リストに掲載できなかった学生が3万5000人いることから、本事業を継続してください。また、支給要件に関して、次のことを強く求めます。

- ①留学生に対する成績要件を撤廃すること
- ②留学生以外の学生に対する、既存の奨学金受給要件を撤廃すること
- ③朝鮮大学校学生を対象に加えること

これらは、法改正を要せず、現行の制度運用基準を広げ、政府および地方自治体の予算を活用して実施できる事柄ですので、緊急の暫定措置としてただちに実行してください。

2. 「移民・難民緊急支援基金」概要

●1週ごとの募金・助成金額と支援人数

基金集約日と 支援開始日	1週ごとの 寄付合計	1週ごとの助成金	基金総額	1週ごとの 支援した人数
第1回 5月25日	5,280,500 円	・カリタスジャパン 200 万円	7,280,500 円	183 人
第2回 6月1日	2,174,000 円	・アークス 50 万円	9,954,500 円	143 人
第3回 6月8日	2,341,999 円	・庭野平和財団 100 万円	13,296,499 円	148 人
第4回 6月15日	2,149,000 円	・ウェスレー財団 99 万円	16,435,499 円	85 人
第5回 6月22日	2,498,300 円		18,933,799 円	73 人
第6回 6月29日	2,856,060 円		21,789,859 円	110 人
第7回 7月6 - 13日	4,301,470 円	東京コミュニティー財団 1000 万円	36,091,329 円	130 人
第8回 7月20日	1,780,000 円		37,871,329 円	125 人
第9回 7月27日	1,146,750 円		39,018,079 円	99 人
第10回 8月3日	3,989,410 円		43,007,489 円	92 人
第11回 8月10日	1,139,000 円		44,146,489 円	36 人
第12回 8月17日	629,650 円	・さわやか福祉財団 15 万円 ・愛恵福祉支援財団 50 万円	45,426,139 円	27 人
第13回 8月31日	2,742,000 円		48,168,139 円	182 人
第14回 9月7日	20,000 円		48,188,139 円	42 人
第15回 9月14日	1,072,425 円		49,260,564 円	80 人
第16回 9月21日	110,000 円		49,370,564 円	90 人
9月15日～10月10日	424,000 円		49,794,564 円	
＜総 計＞	34,654,564 円	15,140,000 円	49,794,564 円	1,645 人

◇募金を寄せてくれた個人・団体 ： 983 人・57 団体

◇支援活動（支援申請書作成・支援金支給・支援報告）に参加してくれた個人と団体 ： 76

※第7回支援については、資金不足のため一週間支援を延期し、緊急の寄付要請を実施した。

●支援対象者の年齢・性別・国籍の内訳

年齢別		国籍別					
0-9 歳	154	トルコ（クルド人）	597	トルコ（クルド以外）	20	ブルンジ	3
10-19 歳	157	ベトナム	185	ペルー	15	リベリア	3
20-29 歳	440	ミャンマー	144	コンゴ	10	米国	3
30-39 歳	378	フィリピン	87	ブラジル	9	アフガニスタン	2
40-49 歳	303	イラン	79	二重国籍	9	コロンビア	2
50-59 歳	176	スリランカ	51	無国籍	9	チリ	2
60-69 歳	32	ナイジェリア	45	スーダン	8	モロッコ	2
70 歳以上	5	バングラデシュ	35	チュニジア	7	モンゴル	2
性別		中国	31	インド	7	南スーダン	2
男	1,074	カンボジア	31	タジキスタン	7	ガンビア	1
女	565	ネパール	29	ルワンダ	5	キューバ	1
その他	6	エチオピア	28	韓国	5	スウェーデン	1
対象別		インドネシア	27	タイ	5	タンザニア	1
対象①	1,497	パキスタン	24	ギニア	4	バヌアツ	1
対象②	148	ウガンダ	22	ブルキナファソ	4	フランス	1
*対象①は、特別定額給付金から除外された人びと		カメルーン	22	ボリビア	4	ラオス	1
		ミャンマー（ロヒンギャ）	22	日本	4	ロシア	1
		ガーナ	21	ジンバブエ	3	アルジェリア	1

●支援対象者の在留資格・居住地の内訳

在留資格別（括弧内は難民申請者数）		居住地の都道府県別			
仮放免	832（367）	埼玉県	742	山梨県	8
短期滞在	253（203）	東京都	299	広島県	6
特定活動	229（161）	愛知県	130	福島県	5
なし	216（9）	千葉県	92	京都府	3
技能実習	32	群馬県	74	兵庫県	3
定住者	19	神奈川県	74	北海道	1
留学	14	大阪府	63	宮城県	1
日本国籍	9	茨城県	56	新潟県	1
永住者	9	栃木県	31	奈良県	1
技能	8	岐阜県	21	高知県	1
日本人の配偶者等	8	静岡県	11	福岡県	1
家族滞在	7	岡山県	10	佐賀県	1
技術・人文知識・国際業務	4	三重県	9	沖縄県	1
永住者の配偶者等	2	※申請書の申告に基づいて作成。 申請後の取下げ等があり、数値は公表値と異なっている。			
仮滞在	1（1）				
医療	1				
教育	1				

3. 「移民・難民緊急支援基金」がめざしたもの

2020年5月8日、私たち「移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）」は、「新型コロナ 移民・難民緊急支援基金」を立ち上げ、募金を呼びかけました。8月までの4ヶ月間で2,000万円の基金を集め、公的支援をまったく受けられない難民申請者や超過滞在者、公的支援に容易にアクセスできない移民の方々に、緊急支援として一人3万円ずつ渡そう、と始めました。

移住連の会員（団体：105／個人：500）のネットワークを活用して、全国各地の会員が、日々接している支援対象者の申請書を作成し、それを移住連「基金運営チーム」（8人）が毎週月曜日に点検し、翌日の火曜日から申請した会員に送金し、その会員が支援対象者に渡す——という作業を5月25日から開始しました。

「基金」への募金を呼びかけてから、全国の市民団体・教会関係者や、新聞・ラジオ・SNSなどで基金のことを知った一般市民から多額の募金が寄せられ、また7財団からコロナ緊急助成金をいただくことができました。

最終的には「基金」への募金 34,654,564 円と助成金 15,140,000 円が寄せられ、「基金」総計は 49,794,574 円となりました。そして、「基金」から計 1,645 人の移民・難民の方々に支援することができました（9月14日）。

コロナ危機によって誰もが精神的・経済的不安におちいるなかで、「基金」へ募金を寄せてくれた方々、また助成金というかたちで支援して下さった財団関係者の方々、そして、一人でも多くの難民・移民の窮地を救おうと「基金」支援活動に参加してくれた移住連会員の方々に、心から敬意と感謝を表します。

「市民社会からの募金・助成金⇒難民・移民一人ひとりへの支援」というこれらの活動は、今なお続くコロナ危機にあって、日本の市民社会において、さまざまな可能性を指し示してくれます。

「基金」のおもな支援対象者として、私たちが

想定した人びと——難民申請者：約1万人（2019年の難民申請者数：10,375人）、超過滞在者：約8万人（2020年1月1日現在の超過滞在者数：82,892人）という状況にあって、「基金」の実際の支援結果は、苦境にある人びと全てを網羅することはできませんでした。しかし、この「基金」に多くの市民が、「分断と排除を乗り越えて、一人ひとりの苦境の支えとなると同時に、しなやかで豊かな社会づくりの一助となる」（「基金」呼びかけ文）と確信して、この支援活動に参加してくれました。その「共通の願いと思い」こそ、コロナ危機とともに生きぬく市民社会の力だったと言えるでしょう。

≪片側通行の慈善とははっきり異なり、相互扶助への参加者全員が与える側と受け取る側の両方であることが、人びとを団結させる。これは相互依存であり、互いの富を分け合うよう協力する人びとのネットワークだ≫

（レベッカ・ソルニット『災害ユートピア——なぜそのとき特別な共同体がたちあがるのか』）

この報告書は、「移民・難民緊急支援基金」の5ヶ月にわたる市民社会の緊急活動を記録すると共に、コロナ危機における移民・難民の苦境——脆弱な生活基盤がさらに破壊された状況を、政府関係省庁および地方自治体、そして日本社会に対して、正確かつ詳細に伝えることを願って、作成しました。

政府・地方自治体の関係者をはじめ、多くの市民の方々にこの報告書を読んでいただき、日本社会の底辺に押しやられ、SOSも発せられない人びとのつぶやきを、この報告書の行間から読み取っていただければ幸いです。

いま日本の「ここにいる」人びとは、コロナ危機を「ともに生きぬく」、そして「ポスト・コロナ社会を構想する」、かけがえのない「私たちのパートナー」だからです。

●佐藤信行

4. 支援申請書に見る難民申請者・帰国困難者・移民の苦境

◇コロナ危機によってさらに苦境に陥っている人びとの状況を、会員からの支援申請書から抜粋します。

なお、支援対象者の個人が特定されないように、国籍などを適宜省略しました。

入管収容所から仮放免されたが……

◇難民申請が不許可となるなど、超過滞在で在留資格をなくした移民は、入管局の施設に収容される。

◇そこから仮放免となっても、就労はできず、

また住民登録がないため、健康保険にも入れず、特別定額給付金 10 万円など公的支援が受けられない。

<難民申請者らの子どもたち>

- ◆両親とも難民申請中。コロナでさらに家計が困窮したため、子どもは栄養不足。偽性副甲状腺機能低下症を患っていて、2 週間に一度通院。とてもお金がかかるので、助けてほしい。(幼児)
- ◆小学 1 年生。扁桃腺の持病があるが、健康保険に入れず高額な医療費が心配で治療を受けることができない。支援金をもらえれば病院に行けるので、嬉しい。(小学生)
- ◆父が長期間入管に収容されて不在だったため、母は精神を病んでしまった。健康保険にも入れず生活はとても不安定。(高校・中学・小学生)
- ◆家族全員が仮放免。高校へ行きたかったが、お金がなく難しい。母はヘルニアのためひどい腰痛で、ときどき起きられないことがある。保険がないので手術に 60 万円くらいかかるといわれ、治療ができない。姉妹で家事をして助けているけど、母の辛そうな様子を見て、自分も辛い気持ちになり、悲しい。(10 代の姉妹)
- ◆家族 5 人全員が仮放免で、在留資格を求めて裁判中。コロナでわずかなアルバイトもなくなってしまい、学業の継続が難しい。親戚や友人もおらず、日本人支援者が頼りの生活。(高校生)

<20 代の難民申請者ら>

- ◆5 月に息子が生まれたが、日本人の妻は出産直後で仕事はできず、生活が困窮。(20 代父と乳児)

- ◆マスクや消毒液など衛生用品の購入、さらに乳児用のガーゼなど必需品も上がって生活が苦しい。(20 代母と乳児)
- ◆妻の収入で生活してきたが、出産したばかりで仕事へ復帰できない。親戚も仕事が減り、経済的に頼れない。(20 代夫婦と乳児)
- ◆夫と共に来日し、難民申請中。妻は本国で受けた迫害、日本での不安定な状況によって、精神科で治療を受けている。しかし、保険もなく病院の費用が大変。(20 代夫婦)
- ◆夫と共に来日し難民申請。昨年、2 回目の難民申請が却下され、夫は収容を恐れて逃亡し、連絡がつかない。子どもを抱え、定住先もなく困窮。(20 代母と幼児 3 人)
- ◆母国でさまざまな困難にあい、6 年前に来日。ある日本人との間に子どもを授かったが、相手はすぐに行方不明。出産直後に、難民申請の結果が不認定となり、その日から仮放免となった。RHQ(難民事業本部の生活支援)も止まり、住民票も無くなった。(20 代母と乳児)
- ◆父は在留資格があり働いているが、母は幼児を抱えて働けない。母と子どもは仮放免中なので健康保険に入れず、医療費の負担が重い。(20 代母と幼児 2 人)
- ◆2016 年に来日し、交際していた日本人男性の扶養をうけて生活し、2018 年に子どもが生まれた。しかし子の父親は、子の認知を拒み、昨年、母子を遺棄して逃げてしまった。母子はシェルターに保護されたが、在留資格「短期滞在」

のため働けない。(20代母と幼児)

<30代の難民申請者ら>

- ◆コロナ感染の疑いで医療機関にかかったが、検査と診察料で20万円を請求され、支援者から出してもらった。(30代男性)
- ◆今月に入り体調を崩し入院。いま退院してシェルターに滞在。食事療法をしなければならないが、それが十分にできない。(30代男性)
- ◆日本人の父から認知され日本国籍を持っていたが、両親が離婚後、父から認知無効の訴えを起こされ、日本国籍がはく奪され、超過滞在者に。現在、入管へ出頭して仮放免中。実の父を探しだし認知請求をしているが、コロナの影響で調停に至っていない。無職で生活費もない。(30代男性)
- ◆今年4月、兄弟で入管収容所から仮放免。シェルターで生活を始めたところ、火事にあいシェルターが焼失。現在は保証人の友人の家に居住させてもらっているが、火事の時火の回りが早かったのも、所持品の大半が焼失。(30代と40代の兄弟)
- ◆夫と離婚し、シングルマザー。5年前に肝臓を悪くして大手術を受けたが、それ以来、健康状態は思わしくない。(30代母と幼児)
- ◆子どもはみな学校に通う年齢で、お金がかかる。夫婦とも精神疾患があるが、保険がなく、困窮している。(30代夫婦と小学生、幼児)
- ◆夫は事故で怪我をしたため、治療中。精神的なダメージもあり精神科の治療も受けているが、健康保険がないので、とてもお金がかかる。(30代夫婦と小学生)
- ◆夫は高血圧とヘルニアの持病があり、もうじき子どもが生まれるが、安定した収入がなく、とても不安だ。(30代夫婦)
- ◆子どもが小学校入学だが、学用品が揃わない。病院の治療費が全額負担のため生活が成り立たない。(30代夫婦と小学生)
- ◆夫が家計を支えていたが、コロナの影響で労働日数が半分に減少。妻は妊娠5ヶ月で定期的な妊婦健診を受けているが、住民票がないため妊

婦健診券の交付を受けられず、毎回支払いが求められている。1歳の娘も抱え、きわめて困窮。

(30代夫婦と乳児)

- ◆仮放免で収入がないが、せめて子どもたちにしっかりとご飯を食べさせたい。宿題などは日本人ボランティアに見てもらって助かっている。(30代夫婦と小学生)
- ◆夫は4ヶ月前に副鼻腔炎の手術を受け、今は喘息の治療を受けている。仮放免中なので職がなく、治療費や子どもの学費、食費、すべてにお金がかかり、困窮。(30代夫婦と子ども)
- ◆一時期、家族で公園に野宿していたこともあったが、今はアパートに入ることができた。しかし仕事ができず、子どもたちの食べ物は知人から分けてもらっているが、十分な栄養が摂れていない。(30代夫婦と幼児3人)
- ◆4歳のとき、本国での迫害を恐れた両親と共に来日。しかし、日本社会での冷たい仕打ちなどで絶望的になり、刑罰法令違反で3回服役した。3回目の服役後、入管に収容。今年2月に仮放免となり、いま両親と同居。彼の幼少期から関わる支援者たちは、彼は複雑な生い立ちもあって事件を起してしまったが、なんとか立ち直らせたいと考えている。(30代男性)

<40代の難民申請者ら>

- ◆仮放免中に難民申請をしたが、仮放免条件違反(就労)を理由に再収容され、今月初めに数年ぶりに仮放免。知人宅に居候させてもらっているが、生活費にも事欠く状態。(40代男性)
- ◆20年にわたって難民申請を続け、仮放免の状態。コロナでますます困窮。(40代男性)
- ◆難民申請を複数回申請したため、RHQの保護費対象外。知人にお金を借りて生活していたが、知人もコロナで職を失った。(40代男性)
- ◆夫は在留資格がないために、妻の生活保護の扶養家族として認められず、少ない保護費で生活していた。だが、夫婦間の関係が悪化し、今は別居して独り暮らし。現在の所持金は1000円ほど。(40代男性)

- ◆ 3人の子には在留資格があり、大学生の娘がアルバイトをしていたが、コロナで解雇。ほとんど収入なし。(40代夫婦と子ども3人)
- ◆ 家族5人全員が仮放免。長期間の収容で夫が暴力を振るう騒ぎがあった。子どもたちへの暴力は減っているが、いつ再現されるのか不安の日々。(40代母と小学生3人)
- ◆ 就労資格をもつ妻の収入と、同胞コミュニティの支えで生活していたが、コロナで妻の収入が激減。コミュニティも打撃を受けているため、助けを得られない。夫は高血圧のため服薬が欠かせないが、医療費の捻出が難しい。家賃や光熱費の支払いも滞っており、子どもはまだ幼く、困窮するばかり。(40代夫婦と幼児2人)
- ◆ 妻の母(義母)の支援を受けて生活していたが、義母の夫(日本人)が他界したことと、コロナで義母の収入が激減したことから支援が受けられなくなった。(40代夫婦)
- ◆ 2年3ヶ月の収容生活から仮放免となったが、夫は一般病院と精神科に通院。ガス代も、子どもたちの給食費も払えていない。長男は腫瘍を検査する必要がある、場合によって手術しなければならない。(40代夫婦と中学生、小学生)
- ◆ 在留資格が「定住者」だったが、更新ミスにより現在は仮放免中。コロナによりレストラン経営は破綻。店舗と住居の家賃納入に走り回っている。(40代夫婦・娘夫婦と子どもの8人家族)
- ◆ 2004年から難民申請を繰り返し、仮放免中。娘は食道部に疾患があり、2度手術を受けたが、状態が良くない。自己負担となっている高額な医療費の一部が未払い。さらに7月に3度目の手術を受ける必要がある、医療費の負担が家計にのしかかっている。(40代夫婦と子ども3人)
- ◆ 就労不可の「短期滞在」なので、夫婦とも働くことができず、子ども2人は高校に行けない。精神的に参っており、抗うつ薬を飲んでいる。(40代夫婦と子ども3人)
- ◆ 日本人男性と結婚していたが、2005年に離婚し、2008年にビザが切れた。2019年から1年ほど入管収容所にて、現在は仮放免中。小学生の子どもは、養育が可能な状況ではないと判断され、児童養護施設にいたが、コロナでしばらく会えない。子どもと最後に会ったとき、母語を忘れていてコミュニケーションがうまくとれなかったことが、とてもさみしい。頼れる友人もおらず、孤立している。(40代母)
- ◆ 父は日本に25年暮らしてきたが、在留資格が取り消された。現在は出国準備期間の「特定活動」なので、就業ができず、長女と長男の収入で生活費を捻出してきた。しかし、コロナで長女の仕事が全くなり、十分な食事もとれなくなった。(40代夫婦と子ども3人)
- ◆ 父親とは離れて暮らしており、母と子どもの8人家族。2018年に難民申請が却下されて、現在の在留資格は「特定活動」。ただ、長兄だけは早く来日しており、就労可の在留資格なので、生計費は長兄の収入と子どもたちのわずかなアルバイトで賄っているが、8人家族での生活はかなり苦しい。(40代母と子ども7人)
- ◆ 2018年の来日以来、2年間収容され、夫と子どもは今年5月、妻は6月に仮放免された。母国の親からの送金を見込んでいたが、母国の父が病気になり、そのうえ妻が8月に意識不明で倒れ、救急車を呼んだところ、医療費12万円がかかり、一気に困窮。(40代夫婦と子ども)
- ◆ 親子とも退去強制令書が発付されているが、母は、悪性腫瘍である軟骨肉腫を患っており、日本での治療を理由とする「特定活動」を得る。しかし、体調の面でも働くことはできない。父は、以前は建設現場で働いていたが、今は在留資格がないので無職。子どもは大学4年に在学中だが、在留資格がないためアルバイトもできない。(40代夫婦と大学生)
- ◆ 夫婦で来日し、難民申請。就労可の「特定活動」で働いていたが、今年4月に難民認定が不許可になり、帰国準備の「短期滞在」となり、就労もできなくなった。夫は持病で通院しているが、7月から国民健康保険からも外されたため、さらに医療費の負担が大きくなり、友人から借金することで何とかしのいでいる。(40代夫婦)

<50代の難民申請者ら>

- ◆ 4月初めに仮放免が認められたばかり。精神的な病などを発症しているが、1回通院すると交通費と診察料・薬代に1万5千円～2万円かかり、困窮。(50代男性)
- ◆ 3年間収容され、5月に妻が死亡して仮放免。しかし当面の生活費がない。(50代男性)
- ◆ 癌のサバイバーで、定期的に病院の検査が必要だが、コロナの影響で病院に行けなくなった。難民事業本部の支援もなく、また支援団体のサポートも縮小されてしまった。(50代男性)
- ◆ 10年前、母国での迫害を逃れるためトランジットで日本に入国。難民申請をしたが認定されず、1年間収容された後、日本人が保証人となり仮放免された。自営業を営む同胞の助けを得て暮らしていたが、彼らもコロナで困窮し、助けを得られなくなった。(50代男性)
- ◆ 仮放免中なので働けず、年金暮らしの日本人の夫に依存せざるを得ない。(50代女性)
- ◆ 4年にわたる長期収容で、身体はボロボロ。血圧が高く体調も悪いが、病院に行きたくとも診療費が払えない。(50代男性)
- ◆ 昨年に仮放免されたが、直後からひどい歯の痛みや心臓の疾患などで治療が必要。他の家族(妻と3人の子ども)は生活保護受給中だが、本人はまったく収入がない中で医療費がかさみ、生活が苦しい。(50代男性)
- ◆ 再収容、仮放免を繰り返し、現在は日本人の妻の障害年金と、妻の親からの援助で生活が支えられている。(50代男性)
- ◆ 1991年来日後、日本人と結婚し、成人した子もいるが、離婚後は妻とは連絡をとれない。子の援助も求められない。コロナで日本人支援者も困窮し、頼れなくなった。ムスリムであることをやめたので、同胞やモスクのコミュニティからも支援を受けられない。(50代男性)
- ◆ 1991年に来日し、働きながら永住資格を取得したが、喧嘩と交通事故で2度刑務所に入ったため在留資格を喪失。昨年7月に入管収容所から仮放免され、離婚した妻とその子と同居。生活費はロンドンで暮らす兄に頼っていたが、兄がコロナに感染して入院したため送金が途絶。家庭内でも居場所がなく、困窮。(50代男性)
- ◆ 親子とも仮放免のため仕事ができず、貧困状態。娘が今年から専門学校に通い始めたので、家計をさらに逼迫。(50代夫婦と子ども)
- ◆ 父は仮放免されたが、収容による体調悪化。母は心臓病を患い、娘は母国での迫害により精神疾患を発症しているため、医療機関にかかりたくても、お金がない。(50代夫婦と子ども)
- ◆ 生活全般の援助をしてくれた教会に寄付がほとんど入らなくなったので、今までのような支援が受けられなくなった。(50代母と幼児、40代母と子ども)
- ◆ コロナで教会の活動が停止しており、「いつまで援助できるか分からない。別に仕事を探してほしい」と言われているが、在留資格がないので仕事はない。(50代母と大学生、高校生)
- ◆ お金を貸してくれる友人たちがコロナで失業し、頼むことができなくなった。夫は心臓病を抱え、妻は統合失調症。近所のコンビニのオーナーが食料を提供してくれて、何とかしのいでいる。(50代夫婦と小学生、幼児)
- ◆ 夫とは別居中で、自営業の長男の収入と子どもたちのアルバイト収入で、8人家族の生活を維持してきたが、コロナで4割減収。子どもたちの学費と生活費を確保するのが苦しくなっている。(50代母と高校生、中学生、小学生)
- ◆ 難民申請中だが、父母とも就労は許可されておらず、第二子の出産費用の支払いも滞ったまま、ミルクやおむつ代もかさんでいる。(40代夫婦と小学生、乳児)
- ◆ 家族全員が難民申請中。長男は昨年までの長期収容で体調悪化、仮放免後に精巣がんが発覚し、手術をしたが、その後リンパ腺に転移。現在、化学療法の入院治療中で、低額医療措置を受けているが、それでも100万円を超える医療費が重くのしかかっている。これまでは親戚に借金をしてきたが、コロナで親戚に頼れなくなった。

(50 代夫婦と 20 代の子ども 3 人)

- ◆仮放免中で貯金も底をつき、母国の親戚から送金してもらって生活していたところ、コロナで親戚に頼ることもできなくなった。子どもたちは、日本生まれ日本育ちだが、中学校までしか行けていない。(50 代夫婦と子ども 2 人)
- ◆家族全員が仮放免。数年前に夫が自死。息子たちを頼りに生きているが、次男は数年にわたる長期収容で、心身ともに疲労。加えてコロナで、息子たちは不定期にあった手伝いの仕事もなくなり、わずかな蓄えも底を尽いた。家族が多いため困窮。(50 代母と子ども、20 代娘夫婦と幼児 2 人)

<60 代~70 代の難民申請者ら>

- ◆友人たちに支えられて生活していたが、友人たちも収入が減少し、支えきれなくなった。家賃は何とか待ってもらえているが、食料はフードバンクでしのいでいる。(60 代男性)
- ◆親子 3 人とも仮放免で、娘は高校に通学中。生活費は教会の信徒から支援してもらっている

が、支援者も高齢化しているので不安。(60 代夫婦と高校生)

- ◆母子で来日し、息子の日本人の父に対して認知請求を起こした。「短期滞在」の在留資格は延長されたが、コロナの影響で審判は延期。友人に生活を全面的にサポートしてもらっているが、所持金はない。(60 代母と高校生)
- ◆来日し難民申請。2016 年に入管に収容され、昨年 11 月、あまりにもひどい収容所の待遇に抗議のハンスト。仮放免されたものの、2 週間で再収容。そして今年 1 月に仮放免。しかし、コロナウイルスに感染してしまい、いま入院中。アパート代をはじめ、退院後の食費、医療費が必要。(60 代男性)
- ◆夫婦とも仮放免で、息子家族と暮らしている。息子はレストランを経営しており、両親を支えていたが、コロナで収入が激減し、経営破綻の危機にある。妻は糖尿病の持病があり定期的な通院と服薬が必須だが、医療費の 100%が息子夫婦の負担となっている。(70 代夫婦)

日本に来て、難民認定の申請をしたが……

- ◇来日後、在留資格があるうちに難民申請をすると、多くは「特定活動」2ヶ月・3ヶ月が認められるが、就労も住民登録もできない。
- ◇難民事業本部 (RHQ) から一日 1,600 円の生活支援金を受けることができるが、審査基準が厳しく、また給付期間も限られている。

- ◆昨年入国後、難民申請をしたが、RHQ の申請手続きがうまくいかず、生活が困窮し、食料調達もできない。(20 代女性)
- ◆難民申請の審査請求手続き中であるが、コロナ感染拡大で手続きが止まっている。また RHQ からの支援も打ち切られた。(30 代男性)
- ◆今年 1 月末に入国し難民申請。知人を頼って生活していたが、コロナで知人の援助も得られなくなり、空き家で寝泊まり。現在はシェルターに移ることができた。(30 代男性)
- ◆本国で拷問を受けて来日し、難民申請中。就労許可を得てからは大学助手の仕事をしていた

が、コロナで失職。LGBT なので、同胞コミュニティに助けを求めることができず、家賃や光熱費、医療費が払えない。(30 代)

- ◆2 月末に来日し、コロナ禍に置かれる。ホームレス状態だったが、シェルターを提供された。3 月、RHQ に申請したが、まだインタビューも受けていない。(30 代女性)
- ◆難民申請をしたが、住まいを見つける前に緊急事態宣言が出てしまい、親戚の家を出られなくなった。所持金が少なくなったが、これ以上、親戚に迷惑をかけられない。(20 代夫婦)
- ◆2 月末に来日し、難民申請。RHQ に申請した

が、コロナで受給決定までの待機期間がこれまでに以上に長くなっている。持参したお金を切り崩し、フードバンクからの食糧支援でしのいでいる。(30代夫婦)

- ◆日本に来て間もなく、RHQ 保護費を申請したものの、まだ受給できていない。知人に頼ってきたが、コロナで知人の収入も減り、困窮している。(30代夫婦と幼児)
- ◆日本に来てまだ5ヶ月。日本語も不自由で、またコロナで支援を受けたくてもできない。貯金

を取り崩して生活してきたが、子どもたちに食べ物を買うことも難しくなった。(30代夫婦と幼児2人)

- ◆2度目の難民申請により、「特定活動」6ヶ月が付与されたものの、就労不可。しかし母子家庭で、子ども2人を養育。下の生後4ヶ月の子どもはダウン症と診断されたが、障がい者手帳などを取得するための手続きができていないため、児童扶養手当の収入しかなく、光熱費等の支払いも滞っている。(40代母と乳児・幼児)

母国に帰国しようとするも、帰国できず……

◇今年2月以降、世界的なコロナ・パンデミックによる空港閉鎖のため、今春学校を卒業した留学生や、実習期間を終了した技能実習生など、多くの移民が帰国できなかった。

- ◆留学生として来日中の妻のところに「親族訪問」で来ている時に、コロナで帰国できなくなった。妻はアルバイトができない状況が続いており、知人からお金を借りて生活をつないでいる。(20代男性)
- ◆在留資格が切れて、シェルターに入居。宿泊費は管理者の厚意で無料となり、食費は協力者の支援物資提供で1ヶ月程度は大丈夫。しかし貯金もなくなり、帰国待ちの状態。(20代の元技能実習生と元留学生たち)
- ◆日本人男性と結婚し、2歳の娘がいる。昨年、横暴な夫と協議離婚したものの、親権を譲らず、娘は児童相談所に保護された。市役所と相談していろいろ手続きをして、やっと親権者であることを認めてもらい、娘を引き取った。母国に帰国しようとしたが、コロナで空港閉鎖。元夫から身を隠して知人宅に身を寄せていたが、長期化し、知人も生活に困窮しているため、シェルターに移動。母子の利用料一日1,500円と食費その他の生活費が必要。(20代母と幼児)
- ◆留学生として来日し日本語学校を卒業。今年4月、アルバイト先の外食企業が「特定技能」の申請をしてくれる予定だったが、妊娠したため、帰国して出産することに。しかし、空港封鎖の

ため帰国便に乗れなかった。ただ、帰国準備のための「特定活動」8ヶ月が認められ、8月に女兒を出産。夫は技能実習生で、家賃や生活費は彼が負担しているが、彼の会社もコロナで仕事が減って減収。帰国までの親子2人の生活を何とか維持したい。(20代母と乳児)

- ◆仕事と在留資格を失い、子どもを出産したばかり。帰国したいが、空港封鎖が解かれるまでの生活が不安。(30代母と乳児)
- ◆難民申請をして4月まで「特定活動」で滞在していたが、更新が不許可。しかし、母国の空港封鎖のため帰国できず、「短期滞在」の在留資格に。しかし、就労できないために、アパートの家賃が払えず、知人宅に居候。夫は本国にいるが、無職で頼れない。(30代母と子ども)
- ◆日本人の夫がいたが、昨年夫が病死。「日本人の配偶者等」から「定住者」への在留資格変更が認められないまま、ホテルで働いていたが、コロナにより失職。今年2月、帰国を決意したが、母国は日本からの渡航を制限しているため帰国できず。5ヶ月分の家賃を払っていないため退去を求められている。(30代女性)
- ◆在留資格「家族滞在」だったが、コックをしていた夫が亡くなったため、母国へ帰国しようと

したが、空港封鎖で帰国できなくなった。収入なしの状態。(30代女性)

◆20歳のとき日本に来て、父親の認知と日本国籍を求めた。認知は得たが、国籍変更ができず、また在留特別許可も得られなかった。仮放免7年ほどのすえ、食い詰めて、5日前に成田空港まで行ったが、飛行機が飛ばず、友人のところに戻ってきた。(30代男性)

◆仮放免になり、労災手続き終了後に帰国する予定だったが、空港封鎖で帰国見合わせになり、またアパートの契約更新期が来ていて、生活費の負担が大きくなったまま日本にとどまっている。(40代男性)

◆技能ビザで5年前に来日し、シェフとして就労。今年に入って雇用主が夜逃げし、賃金も3ヶ月未払い。労働基準監督署へ出向いた結果、雇用主は支払いを約束したが、現在のところ全く連絡がない。帰国を決意したが、フライトが3度キャンセルされ1ヶ月以上待たされている。家賃は未払い、生活費が必要。(40代男性)

◆日本人夫の収入は少なく、税金も滞納。退去強制令書が出ていて、入管から一度帰国しなければビザは出さないとわれ、3月末に娘と二人で帰国しようとしたが、空港封鎖で帰国できない。(40代母と子ども)

◆エスニック料理店のコックとして働いていた父に呼び寄せられ、2018年に来日し、高校に入学。ところが、コロナによって父の月収は半分になり、本人もアルバイト先から解雇。食事を減らし、貯金を切り崩しながら生活していた

ものの、今後の日本での生活の目途が立たず、高校を中退し父子ともに帰国を決意。しかし、母国へのチケット代が高く(通常時:5万円程度/コロナ後:20~25万円)、帰るに帰れない状況。(40代父と高校生)

◆技能実習生として2018年に来日。昨年、過酷な職場環境のため職場から離脱し、ホテルの清掃の仕事をしていたが、コロナで仕事なくなる。3月、帰国しようと入管に出頭し、いまは帰国便待ちの状況で、友人の家を転々とし、この4日間は公園で野宿。(20代男性)

◆父の雇用契約が今年3月に終了したが、コロナで次の仕事を見つけられず、13年近く過ごした日本を泣く泣く離れて帰国することを決めた。しかし、母国の国境封鎖のため、帰国できず。4月からの4ヶ月間、特別給付金を受給できたが、生活費や家賃、子どもたちの給食費など、6人家族の出費が大きく、貯金もすべて使い果たし、帰国時の飛行機代さえも使ってしまった。(30代夫婦と子ども4人)

◆同胞コミュニティから、ホームレス状態の女性(30代)の保護について、相談を受けた。本人は仕事を探して働きたいと言っているが、「統合失調症」と診断され、働ける状態にない。また、シェルターにすぐに入所することもできない。しかし、同胞のシングルマザーが引き受けてもいいと言っている。ただ、受け入れる母子家庭もコロナで失職し、経済的にとても厳しい。本人も、母国の親も、帰国を望んでいるので、渡航費用の一部に充てたい。

技能実習生／留学生として日本に来たが……

◇母国で多額の借金をして日本に来たが、労働現場も、学校生活も、あまりにも過酷だった。

◇そのうえコロナ感染拡大によって、これら青年たちのわずかな希望も奪われた。

◆技能実習生として来日。昨年6月、会社から突然、帰国を迫られて逃走。3ヶ月後、労働組合に駆け込み、現在はシェルターにいるが、次の技能実習ビザ審査中なので、仕事ができない。

(20代男性)

◆技能実習生として来日。しかし職場では、ヘルメットを金槌で叩かれたり、釘を投げつけられた。そのことを監理団体に相談すると、かえっ

て帰国を迫られたため、逃亡。今年3月末で在留資格が切れ、現在の在留資格は「特定活動」2ヶ月。就労ができないので、友人のアパートに居候。(20代男性)

- ◆技能実習生として来日後、仕事があまりにも過酷だったので逃げる。そのあと、就労可の「特定活動」に切り替えてから工場で働いていた。しかし、今年3月から仕事がなくなり、帰国するために航空券を買ったが、空港閉鎖のため帰国できず。「短期滞在」のビザは更新したが、就労可能なビザへの変更は難しい。(30代男性)
- ◆技能実習生として来日。実習先がひどく、1年ほど前に離れた。大使館に助けを求めたが、助けてもらえなかった。いまは就労不可の「特定活動」3ヶ月。(20代男性)
- ◆技能実習生として来日。昨年6月、仕事中に溶接炉が爆発したため、左足、背中、尻を火傷。10月に実習満期になるため、会社は帰国させようとしたが、治療中なので帰国を拒否。すると監理団体は、治療ビザに変更する手続きを拒否。本人の依頼を受けた労働組合が、本国にいる妻と小学生の娘の来日ビザ申請を手伝い、来日。今年2月に治療が終わり、4月に後遺症認定が完了。いま家族3人はシェルターで避難しているが、収入がない。(30代男性と妻子)
- ◆技能実習生として来日。母国で仲介業者に支払ったのは35万円、親が親戚から借りて工面した。時給1100円という約束だったが、実際は手取り額が約7万円。昨年逃亡し、各地でアルバイトをしていたが、コロナでそれもなくなっ

た。母国での借金を返済し終わっていないので、まだ帰国することはできない。(20代男性)

- ◆日本の大学に通っていて、大学の友人たちから支援を受けていたが、コロナで資金援助を受けられなくなり、大学を退学。今はアルバイト収入もほとんどなく、家賃支払いや食料購入もままならず、生活に困窮。(20代女性)
- ◆留学生として来日。アルバイトが半分に減り、月4万円くらいの収入なのに、家賃が月3万円、光熱費が月1万5000円、学費が月5万円かかり、困窮。(20代女性)
- ◆大学4年生だったが、コロナによるアルバイト減少により学費を払えず、やむをえず退学。ところが空港閉鎖で帰国できなくなり、アパートも退去期限を迎えたので、教会に保護されている。(20代女性)
- ◆大学でのアカデミック・ハラスメントで、心身の調子を崩して休学中にコロナ禍。休学中のためアルバイトができず、また空港封鎖で帰国もできない。寮も退去期限を迎え、民間シェルターに保護されている。(20代女性)
- ◆本国で140万円の借金をして「留学」資格で来日。日本語学校を卒業した後、専門学校に進学したが、70万円の授業料を払い続けることができず。その後、就労可の「特定活動」のビザを更新しながら、工場での仕事を3ヶ月契約で繰り返してきたが、コロナで契約が更新されず、仕事を失った。(30代女性)

在留資格も住民登録も失った超過滞在者は今……

◇さまざまな理由で来日し、さまざまな事情で在留資格を失った超過滞在者は、コロナ感染拡大によって、さらに窮地に追い込まれた。

- ◆父が100万円の借金を残して死亡し、母が脳卒中で倒れた。本人は遺産相続人で、保険の申請が遅れたため、この借金を返済しなくてはならなかった。日本で仕事ができるというので、昨年、「短期滞在」で入国。そのままブローカー

のもとに行くよう指示され、そのブローカーに4万円支払われたうえ、最初の6カ月は仕事もなく、借金が増えるばかりだった。いまは解体作業の助手として、時給は600円。月10～12万円の収入から父親の借金返済、脳卒中の母

の生活費のために6～8万円を送金。借金を返済するまで日本で働くしかない。(20代女性)

◆日本人の父親を探すために「短期滞在」で来日し、超過滞在に。父親をようやく見つけることができたため、認知の調停を申し立てたが、コロナの影響で調停期日はしばらく先になる。現在は友人宅で世話になっていて、所持金はない。(20代男性)

◆日本で仕事ができるというので、親の土地証書を担保に借金し、ブローカーに40万円を支払い、「短期滞在」で入国。そのまま愛知、群馬、茨城、富山と転々と働いてきた。コロナで仕事もなくなり、友人の家に居候したり、モスクで寝泊まりしている。(30代男性)

◆日本人の夫から暴力を受け、幼児を連れて逃げている。現在、在留特別許可の途中で、

在留資格がないため働くことができず、生活は困窮。(30代母と幼児)

◆日本人の子を今月末に出産予定だが、日本人の父は逃げた。これまで飲食店で働いていたが、コロナで無職に。友人宅を転々とし、手持ちのお金はほとんどない。(30代女性)

◆在留資格「技術・人文知識・国際業務」として働いてきたが、コロナで内定取り消しにあい、在留期限も切れてしまった。(30代男性)

◆来日後25年近く非正規滞在。昨年3月、長く続いている血便を医者に診てもらうために無料低額診療機関に行く。幸い、重篤な病気ではなかったが、無理がきかず、その後も友人宅に身を寄せている。しかし、友人の収入がコロナで激減してしまい、困窮。(60代男性)

やっと住民登録ができて……

◇難民申請者の多くは、「特定活動」2ヶ月・3ヶ月が認められ、その後、「特定活動」6ヶ月が認められることもある。3ヶ月を超える在留資格と在留期間が認められると、自分が住んでいる市区町村で住民登録。

◇住民登録があれば、健康保険に入れるし、特別定額給付金10万円など公的支援が受けられる。

しかし、今回の給付金10万円は「基準日(4月27日)において、住民基本台帳に登録されている者」と規定。

◆昨年来日し、難民申請。入管から「特定活動」6ヶ月を認められ、4月28日に市役所で住民登録をしたが、一日違いで特別定額給付金をもらえなかった。(20代夫婦と幼児)

◆昨年来日し、難民申請をした。今年6月にやっと「特定活動」6ヶ月が認められ、市役所に住民登録をしたが、特別給付金をもらえなかった。しかし今は仕事がなく、困窮。(20代男性)

◆難民申請中。今年8月に「特定活動」6ヶ月が認められ、市役所で住民登録をしたが、特別給

付金はもらえなかった。このような極貧状態になるとは想像していなかった。食べることも、寝る場所を確保することも、この先でなくなるのではないかと不安でいっぱい。(20代夫婦と幼児)

◆昨年来日し、難民申請。今年7月に「特定活動(就労可)」を認められ、市役所で住民登録をしたが、特別給付金をもらえず。9月からパートタイムの仕事を始めたが、1年間働いていなかったで困窮している。(50代女性)

就労可の在留資格でも……

◇「永住者」「定住者」「日本人の配偶者等」などの在留資格を持っていても、コロナ感染拡大のなかで職を失い、困窮するばかり。

◆父は病気で働くことが難しく、兄は働きながら

高校進学をめざしていたが、コロナで仕事がな

くなった。弟は中学生。同胞からの借金や食糧支援などで何とか生活しているが、家賃を滞納しているため、9月末の契約更新は断られた。

(50代父と子ども2人／就労可の「特定活動」)

◆現在、高校3年生。昨年春、母がアメリカ国籍の同胞と再婚し、渡米後に送ってくれる仕送りで家賃や学費を払い、アルバイトで生活。しかし3月、コロナでアルバイト先から雇止めになり、またアメリカにいる母からの仕送りも止まった。(高校生／「定住者」)

◆親からの虐待により、大学入学をきっかけに家を出て、シェルターに入居。親からは生活費や学費などの資金援助は一切なく、奨学金とアルバイトにより自活していたが、コロナでアルバイト先は休業中。休業補償などもなく、収入がない。(大学生／「日本人の配偶者等」)

◆3歳から18歳まで養護施設で暮らし、いまは父と同居。アルバイトをしながら、入所中の児童手当の積立金で前期の大学学費を払ったが、コロナでアルバイトがなくなり、父も収入が激減。アルバイトが見つからないと、学業の継続も、生活の維持も困難。(大学生／「定住者」)

◆コロナ以前は、仕事があれば何でも請け負って働いていた。ところが、コロナ不況により突然解雇。他に仕事を求めたが、見つからない。市役所に行っても、ハローワークに行きなさいと言われ、ハローワークに行くと仕事はなく、市役所に相談しなさいと言われ、言語のストレスもあるので、本当に苦しい。(40代女性／「定住者」)

◆地方都市の料理店でコックとして働いていたが、コロナで店が休業したため、友人を頼って東京に。しかし、友人もルームシェアをしており、仕方なく野宿生活。料理店では薄給で、蓄えもほとんどなく、最後の給与も支払われていない。(40代男性／「技能」)

◆昨年再婚した日本人の夫は、家賃や公共料金だけを支払い、それ以外の生活費は一切渡してくれないため、生活費や子どもたちの学費は、母のダブルワークと、長女のアルバイトで何とか

生活してきた。日本人の夫との間でできた子どもを2月末に死産してしまい、体調管理のため休みを取っている間に非常事態宣言が出され、アルバイト先から解雇。またメインで勤めていた工場も仕事が減り、さらに長女のアルバイト先の仕事も減ってしまった。(40代母と子ども／「日本人の配偶者等」)

◆母は、母国にいる3人の子どものために日本で長年働いて、送金を続けてきた。今回、母国の夫と離婚し、下の子ども2人を、認知のため日本へ呼び寄せた。手狭になったアパートも借り替えたところに、コロナ禍が押し寄せ、仕事につける日数も急激に減り、4月の給料は前月の半分。また、認知をした子どもの父親も、仕事を失った。(40代母と子ども2人／「日本人の配偶者等」)

◆1990年代初頭、日系二世・三世の受け入れが始まったことから来日し、25年間日本で暮らしているが、日本語はできない、特別なスキルもない。2018年、派遣会社から解雇され、失業手当を受給したが、再就職について報告したにもかかわらず(おそらく日本語が伝わらずに)失業手当が支給されつづけ、のちに不正受給で返還請求されることになり、いま分割で返済中。今年2月から介護施設で働き始めたが、時給1000円で、手取り12万円の中から、家賃3万円、失業手当返済の分割払い、滞納していた健康保険料の分割払いをしてきた。しかしコロナで残業がなくなり、これらの支払いが厳しくなった。(50代女性／「日本人の配偶者等」)

◆次男が難病にかかったことや、妻が妊娠したことから就労できなくなり、夫一人で家族を養うようになった。その後、娘2人が生まれ、ぎりぎりの生活をつづけていたところ、昨年、義父が脳卒中で倒れたため、義父母を引き取った。今年1月、職場の機械が爆発、生産が落ち込んだうえに、コロナの影響をもろに受けた。4月の就労は7日のみ、さらに生活は逼迫。いま市役所の福祉課と相談して、親の住居を分けて、親のみ生活保護を受給できるよう準備中。(40

代夫婦と幼児／「永住者」)

- ◆娘は高校に通学していたが、経済的にとても厳しくなり中退させてしまった。難民申請中の夫には仕事はなく、妻の収入だけで一家5人の生活をやりくりしている。(40代母と子ども2人／「永住者」)
- ◆母国に駐在していた日本人男性と結婚して来日。2005年に子どもを出産したが、義父母と同居して暮らしていくことが困難になり、夫と離婚。2015年、仮放免中の外国人男性と再婚し、2018年に出産。夫は仮放免なので働けず、

本人のパートの収入だけで暮らすしかない状況がつづいてきたが、長男が今春高校に入学し、学費その他の負担が大きくなった。(30代母と子ども2人／「永住者」)

- ◆夫は2ヶ月ごとの契約で、コンクリートブロック製造、コンテナ清掃、旋盤工、メッキ加工で働いてきたが、4月以降、仕事はまったくない。妻は3月から就職することができたが、雇用保険なしの月給制。ところが、8月に流産し、手術をとまう入院費用が払えない。(30代夫婦／「永住者」「永住者の配偶者等」)

◇ 以上に見るように、コロナ下にあって難民申請者の状況は惨憺たるものである。

その根本的要因は、日本の難民認定制度にある。たとえば、「G7」各国の年間難民認定者数と認定率は、ドイツ：56,583人 / 23.8%、アメリカ：35,198人 / 35.4%、フランス：23,035人 / 19.2%、カナダ：16,875人 / 56.4%、イギリス：12,027人 / 32.5%、イタリア：6,488人 / 6.8%となっている。一方、日本はわずか難民認定者数 42人 / 認定率 0.25%である。1982年に難民認定制度が始まってから38年間も、その運用は改善されていない（移住連『Mネット』第210号参照）。

◇ コロナ下での超過滞在者の現状も、あまりにも過酷である。

約8万人と推定される超過滞在者の内訳は、

- (1) 観光ビザなどの「短期滞在」から超過滞在となった者が約62%
- (2) 「技能実習」から超過滞在となった者が約15%、
- (3) 「留学」から超過滞在となった者が約7%

(1) の移民の場合、上記の支援申請書にあるように母国で生計が成り立たないなど一人一人の切実なストーリーがある。

(2) の場合のほとんどは、本国で多額の借金をして、日本で働き始めたものの、あまりにも過酷な労働とイジメ、低賃金に耐えかねて失踪した技能実習生たちである。

(3) の留学生たちも同様に、日本の大学で学ぼうという強い意思をもって渡日し日本語学校に学び始めたものの、深夜労働などのアルバイトでは、本国での借金も学費も生活費も充たないが故に退学せざるをえなくなった学生たちである。コロナ感染拡大が彼らをさらに窮地に追い込んでいる。

◇ そして、3ヶ月を超える在留期間と就労可の在留資格を得ていても、医療・居住・労働・教育などの諸権利が保障されず、最後のセーフティネットからも排除されている構造的な差別が、コロナ禍によって、移民たちに加重されている。

◇ このような現実こそが、日本社会の「コロナ危機」ではないのか。

5. 支援した人びとからの返信

*ほぼ原文のママ

●ありがとうございました。子どもにもいろいろいただき、本当にうれしいです。オムツもミルクも買えずに困っていました。(20代男性)

●仮放免が長いので、今後の見通しが出来なくなっている。コロナはみんなに同じ問題なのに自分たちはまた置き去りにされたように感じていた。良いことがあまりないので、とてもうれしい。(40代男性)

移住者の方へ、二人には:
私は先週移住金が3万円貰ったので本当に有難うございます。心から感謝します。
この3万円今の時期でとても助かりました。何故ならコロナの影響で今まで家族や日本にいる友達達の支え減って、また、だいたひ皆んな仕事がないので、私はこの3万円を届きました。6月6日家賃の支払いがあとその後この3万円を食料、日用品買ってきました。あと来週まで病院で精神科にいきます。電車代と精神薬の支払いの事心配なくて、この3万円が今月困る事がないので、ありがとうございます。又宜しくお願ひします。

●Today June 9, 2020, I received 30,000 yen in my bank account. I really do not know how to thank you for this time help. really I am in serious financial crisis because of COVID 19 pandemic crisis. Fortunately you understand my situation. Again thank you so much for all your financial assistance. I just want to express my deep appreciation to all generous people like you. God bless and good luck to you. (40代)

●看護学生で専門学校に通っているが、コロナ禍で学校は閉鎖され、オンラインで授業を受けているところ。病院での実習も欠かせないが、まだ予定が立たない。日本人や他の学生は、学生を対象にした給付金の対象になっているが、自分は対象外である。仮放免中で在留資格が無いので、住民基本台帳に名前が記載されていない。すると奨学金の対象外となる。学生給付金は、奨学金を受け

ている学生のみが対象であるので、奨学金を受けていない＝給付金の対象外となる。コロナ禍の現状ではアルバイトもできず収入が無い中で、支援金ありがたい。生計の足しにするほか、教科書や教材の購入資金などにも大事に使いたい。(10代の専門学校生)

●中学2年と3年の兄妹は、3月に母の呼び寄せでフィリピンから初めて日本に来ましたが、ずっと家にこもる毎日でした。5月に日本人の子として在留資格が取れ、6月1日からは通学が決まって、二人は緊張気味です。しかし母親は、喜びの裏で、コロナの影響で仕事が激減し、子どもたちの学校の支度をどうしたものかと悩んでいたが、「3万円はととてもありがたい」と涙声で感謝されました。(10代の兄妹)

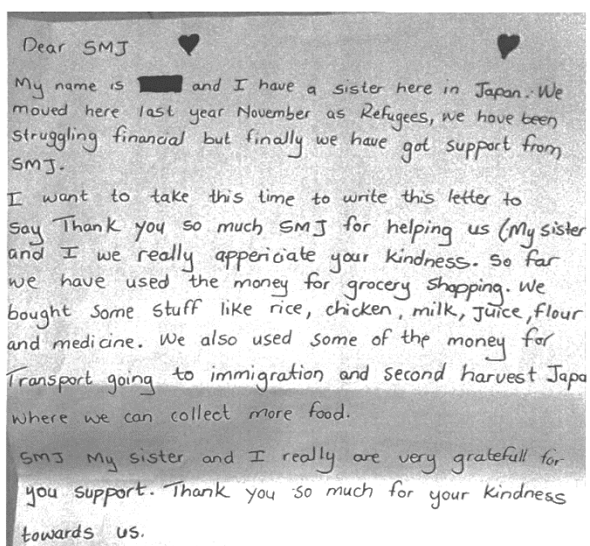
●新型コロナの影響が出る少し前から建設現場の日雇い仕事が少なくなっていたが、現在はまったく仕事がなく、水光熱費も払えなくなっている。今回の支援金で、まずは止められかけている電気代を支払い、友人たちの助けを得ながら何とか生活を立て直したいと考えている。支援金だけでは一時しのぎにしかないが、それでも一息つけるので、とても助かっている。(50代男性)

●世界中で、特に日本で、新型コロナウイルス流行の影響で、多くの人々の失業やホームレス化につながっています。私は仕事も収入もなく、住宅もない不幸な人々の一人です。しかし、宿泊に関してシェルターの助けを得たことは、とても幸運だと思います。私はベトナムへの飛行機のチケットを購入する余裕ができるように、私を助けてくださった支援者の皆様に、感謝します。状況は大変ですが、皆様が関心をお持ちくださり、助けを受け取ることができて、とても幸運です。心からお礼を申し上げます。皆が幸せで健康であることを

願っています。(30代男性)

●現在、仮放免中かつ退去強制令書発付処分取消訴訟中。労働もできず困窮している状況なので、大変ありがたいです。脳梗塞の後遺症と、最近症状が悪化している下腹部の痛みに関する通院治療に使う予定です。(50代女性)

●Dear (SMJ), your kind help came to me just when I needed it. I was really happy and surprised when I got it. Your existence and your humanitarian activities make the world a more pleasant place to live. I sincerely thank you for your kindness and generosity. I deeply respect you. (40代女性)



Dear SMJ

My name is [redacted] and I have a sister here in Japan. We moved here last year November as Refugees, we have been struggling financial but finally we have got support from SMJ.

I want to take this time to write this letter to say Thank you so much SMJ for helping us (My sister and I we really appreciate your kindness. So far we have used the money for grocery shopping. We bought some stuff like rice, chicken, milk, juice, flour and medicine. We also used some of the money for Transport going to immigration and second harvest Japa where we can collect more food.

SMJ My sister and I really are very gratefull for you support. Thank you so much for your kindness towards us.

●家賃も払えず、とても困っていました。大家さんには、仕事ができるようになったら必ず家賃を払うといって待ってもらっていたけれど、いつ追い出されるかわからず、不安でした。このお金の一部を大家さんに渡して、もう少し待ってもらうようお願いしてみます。安心しました。助けてくれる皆さんに、心から感謝しています。(20代女性)

●在留カードのある人や、子どもの友だちの家など、自分たちの周りの人たちはみな国から 10 万

円の給付金がもらえるのに、自分たちはその対象でなく、コロナにかかる危険は一緒なのに、なぜ？ と悲しい気持ちだった。でも、今回この支援金をいただけて、自分たちは見捨てられていなかったと感ずることができた。(幼児)

●今、先行き真っ暗で、家族みんなで私たちはどうなるのか不安な毎日を過ごしています。コロナウイルスになることの心配もあるけど、こんなにウイルスが長くなると、家族が壊れていく感じがす。いただいたお金で、家族の生活がしばらくは落ち着きます。ありがとうございます。(10代男性)

●日本のみなさま、支援団体のみなさま。みなさんの愛する国でオーバーステイになってしまっているわたしたちに現金の支援をくださり、本当にありがとうございました。わたしたちを犯罪者とみなさず、それどころか、わたしたちを支援してくださったみなさま、本当にありがとうございました。警察と入管にとって、わたしたちは犯罪者とみなされるかもしれません。しかし、わたしたちは本当の意味で犯罪者ではなく、ただみなさんが愛する国で、生活のために闘わなくてはいけないだけです。わたしたちを助けてくれたみなさんが、いつも健康で、神の恵みを受けられるよう、そして日本で感染症がなくなり、また活動できるよう祈っています。神の御手となってくださったことに、感謝します。(20代女性)

●いただいたお金は、家賃を払うためにお金を貸してくれた知り合いへの返済に使います。ネパールには、日本に来るための借金が残っています。その上、日本でも知り合いからお金を借りていて苦しいです。出国準備ビザはあと 20 日しか残っていません。延長しに行くにも、お金がかかります。どうしたらよいかわからないで暮らしているので、とても助かりました。(30代女性)

●支援金を頂き、感謝しています。ガス・電気代・

食べ物など生活費の足しにさせていただきます。子どもを保育園に入りたい。コロナの影響で夫に仕事が無く働けない状態が続くのが、まだ不安。子ども（長女）の治療費の病院への支払いも滞っていて、依然として不安がある。できれば引き続き支援して欲しい。（30代女性）

●いかなる形の差別なく、人間の尊厳という基本的権利を守ってくださったことに感謝いたします。あなた方の行動は、人権の保護のみならず、人間が尊厳をもって生きることの大切さを示しています。どこかで誰かが、私が大切な存在であり、COVID-19は在留資格に関係なく（在留資格

のない人にも）経済的苦難をもたらしていることをわかってきているのだと、明白に知ることができて、救われた気持ちになりました。皆が同じように苦難に耐えているのです。SMJ [移住連]の皆様とあなた方の信念に感謝します。（50代男性）

●ご家族で受け取りにいらっしゃいました。当初はどうなることかと心配でしたが、なんとか部屋にも入ることができ、居候や野宿生活からは脱出することができたようです。ただ、支援金がなくなってしまった、その後が心配です。（30代夫婦）



シェルターでの食事の様子



支援金を渡している様子



支援で購入した食べ物

6. 支援活動に参加した個人・団体からの提案と意見

「私は 10 万円がもらえない」

4月20日、「特別定額給付金」実施の発表後、すぐに「私は10万円がもらえない」と複数の声を受けた。難民申請者や、仮放免中の外国籍の方々が切り捨てられている現実、悲壮に満ちています。給付金対象外とされ、疎外感、孤絶感が増しています。

わたしが聞き取りをした難民申請中、仮放免中のほとんどの方が、知人との共同生活者で、家賃、生活費を折半していました。被支援者たちが、表向き就労が認められない上に、公的援助や社会保障から除外されている中、感染症拡大の危機下で、生命の危機に瀕していることを実感させられています。

難民申請者が迅速で客観的な行政措置を受けられず、長期間援助を受けられずに「放置」されているのは、国際社会において、人権意識の低さを露呈しています。日本政府は速やかに難民認定を促進し、移住者たち生活権が保障され、共に安心して暮らせる包含的社会創成へ政策移行するように提案いたします。

●渡邊さゆり（外国人住民基本法の制定を求める
全国キリスト教連絡協議会）

空腹の子どもたち

在留資格が取り消された後、帰国ができず、短期滞在の在留資格で滞在していた母子（12歳男子と母）に支援金を渡すことができました。母からは、息子に食べ物を買うとのお礼のメールがありました。12歳の子どもの空腹、現代の日本にあっては異常です。コロナによる措置とはいえ、日本滞在を許可する以上、最低限、餓えないだけの生活支援をすべきだと思います。

また、その子は、7月の学校再開後、居候先の子どもが学校に行っているのを見ながら、昼間は

母と二人で過ごしました。そして、母子は次第に精神のバランスを崩し、帰国を強く望み、8月終わりに帰国しました。

帰国の航空券と帰国後の隔離施設入居費用は、居候先の義妹の家族の定額給付金を使わせてもらいました。ところが、その直後、その母子の夫の叔母がコロナ感染し、義妹は高額な医療費を本国に送金せねばなくなり、義妹の家族も困窮に陥りました。

コロナのような災害時に、自助努力でのサバイブを強いる日本の政府に憤りを感じます。

●大下富佐江

支援への驚きと安堵

私たちが緊急支援金をお届けした人の多くは、短期滞在や仮放免の状況にある難民申請中の個人・家族でした。病を患って通院を要している人が多く、日本で生まれ育ちながらも法的身分の安定しない子ども・若い世代も含まれていました。

すべての人から、支援金を受けられたことへの感謝の声が聞かれましたが、中でも、自分の存在を覚えていてくれたことへの驚きや安堵を語る声は、社会の中での強い孤立感を反映していました。

緊急事態においては特に孤立している人へ情報が遅れ、より脆弱な立場になりやすいことは明らかです。すべての人が、在留カードの有無に関わらず、日常より地域住民として市区町村から認識されていることは非常に重要と考えます。

緊急事態宣言中に生まれた子どもについては、在留資格取得手続きの間、出生から60日を越えても住民登録が残されており、住民票の写しや国民健康保険（資格確認証）、医療証、乳幼児健診や定期予防接種の予診票を受けることができました。

住民登録の有無にかかわらず、地域住民として

暮らしているすべての子どもが、健やかに生きる権利の保障の一つとして、コロナ禍による特別措置に終わることなく継続されることが望ましいと考えます。

●石川美絵子

(社会福祉法人日本国際社会事業団<ISSJ>)

日本人家族も減収、失職

NGO 神戸外国人救援ネットからは、イラン・男性・7名、ガーナ・男性・2名、そしてギニア・男性、チュニジア・男性、ラオス・男性、フィリピン・女性それぞれ1名、合計13名分を申請した。申請者のバックグラウンドには、大きく2つの傾向がみられた。①難民申請中で特定活動または仮放免、②日本人妻と子どもがいる。刑罰法令違反で在留資格を喪失。家族との生活を継続したいということで、在留特別許可を求めている。コロナ禍で日本人妻も仕事を失うか、収入が減ってしまった。

これらの傾向から私たちは、1) 特別定額給付金10万円の支給、2) コロナ禍という非常事態を考慮したうえで、就労可能な在留資格の付与——を求めます。

短期滞在者、難民申請者、仮放免者などの非正規滞在者も、日本の社会の中に存在し、生活をしている。他の者と同じように特別定額給付金の支給と、就労可能な在留資格さえあれば、働いて自らの生活をなんとか維持できる人も多い。柔軟な対応をお願いしたい。

●NGO 神戸外国人救援ネット

コロナ対策は公的にはない...

移住連の「移民・難民緊急支援基金」を活用し、当事者と出会い、あらためて感じたことを報告します。

仮放免者、難民申請者の家族の生活は厳しい現

実、特に強く感じたのは、新型コロナ対策は公的ではなく、家賃は同国人の支援任せであったこと。

- ・仮放免者の多くは、同国人コミュニティによって家賃を賄っていた。
- ・古河市では、就学援助が活用できない。
- ・春日部市は、学校にも受け付けられない。
- ・ガスが止まるほどの生活であっても、我慢するしかない。
- ・生活のライフラインが止まっても、支援の手がない。
- ・コロナ用のマスクを買うお金がなく、子どもが学校で貰ったマスクを使っている。
- ・ネパール人女性には、帰国飛行機代がないので家賃と食料を支援する。
- ・一人暮らしのイラン人、脳梗塞の後遺症で歩くのは大変だと言っていた。行くところが無く、家賃が払えないと嘆いていた。家の確保をしたいと言うが、障害を持った人には何らかの支援が必要。

●北関東医療相談会

「共助」だけでは守れない命

私が関わった60名は、ほとんどが仮放免者である。多くは難民認定申請をしており、出身国の大使館を頼れない。支援者をつながる場であった教会のミサもオンラインになり、同郷人が集う場もなくなった社会に放り出された彼らは、途方に暮れ、精神的に追い詰められている。

就労が認められないため「自助」ができない。生活困窮者支援制度など「公助」を受ける道も断たれている。同郷人の支援で生き延びてきた彼らだが、中古車輸出業や飲食業など、コロナ禍で収入が激減した仲間の「互助」にも頼れない。

移住連の支援は、「共助」として「一人ではない」ことを伝える役目は果たした。しかし、健康保険がない彼らの医療費や、滞納していた家賃の一部にしかならなかった。

航空便の運航が再開しても帰国の見込みがない彼らは、長引くコロナ禍でどう命をつなぐのか。

就労許可による「自助」と、特別定額給付金などの「公助」を認める以外に、彼らの生存権を守る道はない。

●田中雅子（上智大学／滞日ネパール人のための
情報提供ネットワーク）

今こそ「公助」が必要

埼玉県蕨市と川口市に在住するクルド人難民申請者、数百名がこの支援を受けました。ふだんクルドコミュニティでは、在留資格のある親戚や知人たちが、就労が禁止されている仮放免者たちの生活を援助しています。ところが、コロナ禍で仕事自体が激減、その共助が崩壊してしまったのです。家賃が支払えず部屋を出されて、知人のアパートに居候する独身男性や家族が急増しました。

やがてそこからも追われ、別の居候先を探して転々とする人びと、もう3日も水しか飲んでいないという人、財布のなかには200円しか入っていない人、知り合いから千円を借りてきたという人、病気が医者にかかれず痛みをこらえている人などが、次から次へと相談にやってきました。病気で何人かの赤ちゃんも亡くなりました。健康保険がないため、病院での借金が数十万円になっている人が何人もいます。

「自助」のためには仕事、アパート、健康保険が必須ですが、それらがいない彼らを支えてきた「共助」が崩壊。自助、共助を経て生きぬくには、今こそ「公助」が必要です。 ●クルドを知る会

仮放免者の就労を

今回私は、入管被収容者との面会活動をおこなっている牛久の会メンバー・細田三枝子さんの協力のもと、仮放免者約60人分の申請をさせていただきました。その多くは、コロナ禍に至る前にコミュニティ（教会やモスク、同国人のネットワークなど）で助け合い、かろうじて生活を維持していました。しかし、コロナ禍によりネットワー

クは切断され、何の助けもないまま社会に放り出されました。悲惨な実態を垣間見た者として、以下のことを求めます。

仮放免者の就労を認めてください。また、健康保険の加入を認めるか、低額で医療を受けられるように医療機関への助成金を拡充してください。

なお、今回の支援金支給にあたり、おそらく多くの団体では寝る間も惜しんで活動されていたことと推測します。現状で民間団体が支援せざるを得ないのであれば、その活動に見合うくらいの公的補助をしてほしいと思います。

最後に。もはや民間による共助は不可能です。これまで援助する側にいた人々も、コロナ禍で困窮しています。支援を行きわたらせるためには、国が動くしかありません。在留資格に関係なく、困窮した人々に対する支援を求めます。

●松本浩美

国が責任もって

今回、何十人かに支援金をお渡しした後、現在の生活状況の聞き取りをしました。聞き取った内容は、一部の人の意見と言うよりは、多くの人の切実な訴えだと感じました。

もともと仮放免という不安定な状態に置かれている人たちに、今回のコロナ禍は大きな打撃を与えています。仮放免者の多くは、出身国の家族からの仕送りや、友人・知人の支援を受け、また配偶者がいればその収入で生計を立てていた経緯があります。しかし、コロナ禍で仕送りが途絶えたり、支援する方や配偶者に収入減が起こり、仮放免者が困窮する事態が起こっています。仮放免者は就労が禁止されていますが、それではどうやって生きて行けということなのかと、常に思っていたことではあるのですが、今回特に強く感じました。誰も、仕事をしたくないとは言っていませんでした。むしろ、仕事をして、普通の生活をしたいという人たちが非常に多かったです。

在留資格の審査が確定するまでの間、仮放免者に仕事を許可し、医療保険にも加入できるように

すべきだと思います。また、コロナ禍が終息するまでは、国が責任を持って支援していく必要があります。まず、立場の弱い人たちの生活を安定させること、そのことを政府に求めたいと思います。

●細田三枝子（牛久の会）

多言語への配慮を

Minami こども教室は、2013年より大阪市中央区で外国にルーツをもつ子どもたちへの放課後教室を行なっている団体です。このたび、移民・難民緊急支援基金よりご支援いただきました。

中央区は西日本最大の繁華街を抱えており、保護者の多くは、飲食店で接客業や、インパウンドの観光客向けの観光関連業で生計を立てていました。しかし、コロナ禍の影響を受け、外国人家族の生活が一変しました。特に母子世帯は、これまで以上に苦境に立たされています。住居確保給付金の手続きの仕方がわからず、家賃が払えずに借金をしてしまった人や、持続化給付金申請時に詐欺まがいの被害にあった人もいます。

一見、平等に見える制度にも、情報格差と多言語への配慮のなさから、公益を受けることができない人がいます。結果として大きなストレスを抱えながら子育てをしている、外国人の親たちの現状を改善すべき方策が、今まさに必要です。

●原めぐみ（Minami こども教室実行委員）

基本収入と住宅、そして医療

私は、RINK（すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク）の一員として、以下の人びとへの支援を手伝った。

- ①ペルー人母子家族。子は大学生女子と高校生男子で、健康不安を抱える。
- ②スーダン人母子家庭。子は生後1年未満の乳児。
- ③スーダン人女性。

かれらはいずれも在留資格をもたないが、子どもの教育と成長のため、あるいは難民申請のため、日本を離れられない。

これまでも慈善団体や知人の経済援助で日々をしのいでいたが、コロナ禍の影響もあって、生活はきわめて厳しい。みな、明日の食費に事欠く毎日であるはずだし、安心できる住居さえない。

7月22日の移住連「緊急支援要請書」は、たいへん重要な課題を提示している。基本収入にかかわる項目や住宅、そして医療にかんする項目は、かれらのために、今すぐにも実施してほしい要求である。

病原ウイルスは、国籍や在留資格を選ばない。対策もまた平等でなくてはなるまい。

●古屋 哲（RINK）

子どもたちに在留資格を

今回申請させていただいたのは、これから出産を迎える在留資格のない母親、日本で生まれ育っている在留資格のない子どもたちとその親たちでした。無国籍を含む外国籍の子どもたちを中心とした支援を申請しました。今までの経過も踏まえ、以下の行動が必要と考えます。

1. 日本で生まれた外国籍（無国籍を含む）の子どもたちには、無条件で在留資格を付与すること。
2. 日本で義務教育を受けていたり、卒業した子どもたちに、無条件で在留資格を付与すること。
3. 在留資格の有無を問わず、児童扶養手当の対象とすること。
4. 在留資格のない母親や無保険の母親への出産前、出産後の健診費用等も、入院助産制度の適用とすること。

●山崎俊二

（山梨外国人 인권 ネットワーク・オアシス事務局長）

一時的就労許可、シェルター支援を

当団体「多文化共生リソースセンター東海」は今年4月以降、名古屋市内のシェルターにおいて新型コロナウイルス感染拡大の影響により仕事

や住居を失い、帰国困難となった技能実習生や留学生ら 100 名超の生活支援に取り組んでいる。そのうち約 8 割が非正規滞在であるため、公的支援を受けられず、帰国までの数ヶ月間の滞在費数百万円は、シェルターの自己財源と市民からの寄付等で賄われている。

非正規滞在とはいえ、シェルターに入るまでの数年間は、日本の経済活動を下支えし、納税を続けていた人たちである。全員が 20～30 代前半と若く労働意欲もあるが、収入を得る活動を禁止されていることから、やむを得ず施しを受けるだけの生活に、日々、自己肯定感を失っている。

シェルターには、法制度の壁がなければ帰国までの間だけでも彼らを雇いたい、という企業からの問い合わせが多く寄せられている。こうした現実を目に向け、コロナ禍の特例措置として、一時的な就労許可、および民間シェルターへの財政支援策の検討を早急に求めたい。

●土井佳彦

(NPO 法人多文化共生リソースセンター東海代表理事)

人身取引被害者...

移住連の「移民・難民緊急支援基金」を申請させていただいたインドネシア人 25 人の多くは、人身取引の被害者とも言える人びとである。かれらは、送出しから受入れまで、さまざまな名目で費用が徴収され、多額の借金をして来日するも、技能実習の現場で不当な待遇におかれたり、約束されていた就労できる在留資格はなく難民申請を指示されたり、自身がどのような権利を有しているのか、どこに保護や支援を求められるのか理解できないまま翻弄され、怯えていた。

インドネシア外務省も駐日大使館も、在日インドネシア人を保護すると約束する。しかし、インドネシア政府と、日本で搾取的な雇用契約に苦しむインドネシア人労働者の距離は遠い。

インドネシア労働省は、コロナ禍でマイナス経済成長となるなか、日本への移住労働の拡充を推進しようとしている。しかし、果たしてどこまで

実態を理解しているだろうか。インドネシアの人権団体は、技能実習制度の一時停止を求める声明を出すにいたっている。

すべての外国人住民が、自身の労働者・生活者としての権利を理解できるような場の提供が強く求められる。

●佐伯奈津子

せめて就労許可を

要請書第 2 項について、強調したい。

私が基金の申請を担当した人々の中には、技能実習生や留学生として来日後に非正規滞在となり、その後、入管当局に自ら出頭申告した人々が多く含まれていた。しかし、帰国便がほとんどないため、帰国することができなかった。入管当局は、出頭申告した者について、次回の出頭日を伝えその日までにチケットを予約して持参するよう指示していたが、とうてい無理な話であった。こうした人々は、高額なチケット代の工面に奔走しつつ、予約がとれるのを待つほかなかった。

しかし、そもそも在留資格を有しないため就労することもできず、通常の社会保障やコロナにかかる各種措置の対象外であるため、日常生活にも困窮する状態にあった。知人宅を転々とした者や、公園で野宿をしていた女性もいた。

したがって、コロナ禍という極めて特殊状況であることに鑑みて、人道的な見地からこうした人々に対しても就労許可が与えられるべきである。

●樋川雅一（弁護士）

等しく公的支援を

REN（難民自立支援ネットワーク）は、難民の自立支援を目指して活動している NPO です。新型コロナウイルスの災禍のため、主たる収入源であるビーズアクセサリーのバザー等での販売機会がすべて中止となり、REN は日頃行なっている難民支援活動に支障をきたす事態に陥りました。REN は独自に支援金を募り難民支援を継続してきましたが、小団体であり平常時のような難

民支援活動ができない状態の中で、「移民・難民緊急支援基金」のおかげで、何人かの難民を支援できました。

難民を強制的に追放・帰還できない「ノン・ルフルマンの原則」がある上、コロナ禍のため難民は日本を離れることはできません。難民の中には難民条約に規定する難民ながら、難民申請者や仮放免者という地位のため、就労を禁じられ公的支援も受けられない人が多くおります。コロナ禍のため民間支援が細る中で、このままでは彼らは一切の収入が断たれ、病死、餓死、自死に追いやられることを本当に心配します。

日本国民は憲法で「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保証されておりますが、身近にいる難民の基本的な人権を無視することは許されるわけがありません。難民申請者や仮放免者を、等しく、コロナ禍の公的支援の対象とすること、彼らに対する就労制限を見直すことを要望します。

●特別非営利活動法人

難民自立支援ネットワーク（REN）

住居確保のための施策を

人々の生活にとって必須となる衣食住。“食”については、地域によるが、フードバンク団体が全国各地で活動し、また生活困窮者自立支援相談事業の窓口で食料支援を行なっている所も多い。“衣”は、支援団体が多いとは言えないが、すぐに消費されるものでなく、緊急度が高いケースは多くない。

それに対して、“住”の確保が一番難しい。住居確保給付金が従来と比べて柔軟に運用されていることは事実だが、協力的でない不動産や家主がいると利用できない。またこの支援は、結局のところ不動産を所有する側の利益となり、収入源が断たれた移民らの生活は不安定なままである。

少なくとも政府と自治体は、誰もが安心して暮

らせる住居を確保する責任がある。とくに現在、住居がない人たちに対して公営住宅をはじめ宿泊施設での滞在を認めるべきだ。またそうした方たちにシェルターを提供する民間団体に対して財政支援をもっと強めるべきだ。

報道によれば、ドイツ政府は3月、家賃滞納による解約を禁止し、4～6月分の家賃に限って2年間支払いを猶予するルールを定めたという。誰もが住居から追い出されないよう、こうした海外の事例も積極的に検討してほしい。

●金 朋 央

感謝と今後・・・

コロナウイルス感染の状況の中で、多くの人々が苦難に立たされ続けている。このような状況では、いつも弱い立場を強いられている人々がさらに悲惨な状態に陥る。日本の状況では、特に海外からの労働者、留学生、技能実習生の多くの方々が、収入や居住空間を奪われている。

移住連が行なった緊急支援は、それを受けた人々からとても感謝されている。支援を受け取った方々に代わって、基金形成にかかわられた方々に心から感謝する。

また、この支援を必要とする方は、さらに増える状況にあるのではなかろうか。今後も生活支援を充実させる必要があろう。

海外からの貧しい労働者、移民、難民にとって重要なことの一つは、その方々の人権、個としての尊厳をしっかりと守る法制度を早く確立することである。「コロナ禍で苦境にある難民申請者や移民への緊急支援要請書」に全面的に賛同するとともに、たとえば、「すべての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する国際条約」に批准し、その条約に基づいて国内法を改正することである。このような運動も支援したい。

●梶山義夫（イエズス会社会司牧センター）

7. 「移民・難民緊急支援基金」を終えて

(1)「基金」を振り返って

基金の成果

すでに触れられているとおり、2020 年 5 月 8 日に立ち上げた「移民・難民緊急支援基金」は、9 月 21 日をもって残高がなくなり終了した。この 4 ヶ月あまりで、合計 1,645 人の移民・難民の方に支援を行うことができた。またこの間、34,654,564 円のご寄付をいただき、15,140,000 円の助成金とあわせて総計 49,794,574 円（10 月 10 日現在）という、当初の目標額 2000 万円を大幅に上回る規模の事業として運営することができた。

この運営は、移住連の理事、運営委員、事務局および協力団体のなんみんフォーラムのメンバーで構成されたワーキングチームで担ってきた。具体的には、毎週会議を開催し、その週の申請を確認し支援を決定するほか、報告書の作成、助成金の申請、取材対応などをチームで行った。

ここでは、このチームの一人として基金運営に携わってきた立場から、基金を振り返り、その成果と課題について検討したい。このうち成果については、(1) 移民・難民の経済的支援、(2) 移民・難民がおかれている状況の可視化、(3) 支援者・支援団体のネットワーク構築、(4) 市民社会の力をあげることができる。

移民・難民の経済的支援

本基金は、コロナ禍で、特別定額給付金の対象外になったり、生活困窮に陥っている移民や難民の方にたいする経済的支援のために立ち上げられた。この当初の目的については、前述のように

当初の予算の二倍以上の事業規模となり、その分、多くの移民・難民の方に支援を届けることができたという点で、一定の成果を挙げたといえることができるだろう。

とはいえ、困窮しているすべての移民・難民の方にその支援を届けることができたわけではもちろんない。むしろこの事業を始めてすぐに気がついたことは、いかに多くの移民・難民が困難な状況におかれているかということである。基金は週ごとの受付をしていたが、毎週 100 件程度、多い時には週 186 件の申請があり、予想を上回るペースで申請が続いた。そのため当初設定した、一当事者複数回の申請可能という条件や特別定額給付金対象外の方の申請件数には制限を設けないという条件については、すぐに見直しを行わざるを得なくなった。

移民・難民の状況の可視化

基金では、支援対象者として、(1)特別定額給付金の対象外となる移民・難民・外国ルーツの方、(2) 特別定額給付金の対象ではあるが、生活に困窮している移民・難民・外国ルーツの方という二つのカテゴリーを設けた。前述のように、(1)については前述のように当初は無制限、途中から一会員につき週に 20 件、(2)については一会員につき週に 3 件の申し込みを可能とした。

そのうち(1)の特別定額給付金の対象外の人を主要なカテゴリーとして明記したのは、給付金が、住民基本台帳への登録の有無によって受給者に制限を設けたことに対する批判の意味を込めたからである。実際、支援対象者のうち特別定額給付金対象外の方は 1,497 名だった。彼らは、

住民登録がないことによってこの社会に「いない人」あるいは「いるべきでない人」と一括りにされがちだが、実際には家族で暮らす仮放免者、30年以上日本に暮らしている非正規滞在者、職場から「失踪」した元技能実習生など、その背景は様々である。

また(2)については、国籍や在留資格も多様で、コロナ禍で仕事を失ったり休職に追い込まれたりしている人が多かった。これは、国籍等にかかわらず、生活基盤が脆弱な移民たちがいかに多いかを示しているといえるだろう。

基金を通じて、以上のような普段不可視化されがちな移民・難民がこの社会で暮らしているということ、そして彼らの困窮状況を、毎週の報告レポートや取材などを通じて、一定程度可視化できたと考えている。

支援者・支援団体のネットワーク構築

基金の第三の成果として、支援者・支援団体のネットワークの構築をあげることができる。今回の基金によって、新たな支援者や支援団体とのつながりができた。例えば、クルド系やアフリカ系の難民、仮放免者を支援している団体や元技能実習生らむけのシェルターを運営している団体などである。

こうした新たなネットワークの構築はまた、運動の展開にもつながっている。たとえば、送還を忌避している仮放免者などに罰則を課すことなどを含めた入管法改定が2021年に予定されているが、その法改定にたいするカウンターアクションも、基金をきっかけにできた支援団体のネットワークが生かされている。

このように基金は、新しいネットワークの構築につながり、それが権利運動の新たな展開という成果をももたらしている。

市民社会の力

第四に、これは個人的な感慨に近いかもしれな

いが、基金の運営を通じて市民社会の力を改めて実感した。基金を立ち上げる際、その呼びかけ文に「緊急事態のなか、移民・難民の生活困窮者に現金給付を行うことでくらしを支え、草の根の連帯によって排除や放置、分断を乗り越える力を示したい」と書いたものの、当初はこれほど多くの方々から多額の寄付が寄せられるとは考えていなかった。こうした寄付にくわえ、上述のように、様々な地域、領域で移民や難民の方々に寄り添い、サポートしている多くの個人・団体の活動を通じて、草の根の連帯を示すことができたのではないだろうか。

残る課題

以上のように、基金は短期間の活動にもかかわらず多くの成果をあげることができた。一方で、残る課題も大きい。まず基金の終了の仕方である。もともと基金は、8月末までの予定で開始した。しかしその時期になっても申請は続いており、移民・難民の方々が経験している困難な状況に変わりが無いことは明らかだった。だが、スタッフ、予算を含め移住連の力量を考えると、基金を延長することは難しく、当初の予定通り終了することになった。市民社会ができることの限界を自覚する一方で、コロナ禍の収束が見えないなか彼らの困窮度は今後より増すだろうと思いつつ終了することは、正直心苦しく、抜本的な解決策のないまま終わってしまった感もある。

この点と関係するが、それゆえ最大の課題は、移民や難民の方々がおかれている脆弱な状況を変革していくことである。そもそも人びとの生命／生活を支えるのは、本来政府の責任のはずである。だが今回、政府が行ったのは、在留資格による分断と排除だった。これに対して、私たちは、市民社会の連帯の力を示したいと考え、実際、上記のように一定の成果を示すことができた。しかしもちろん、それだけでは不十分である。ここで明らかになった実態をもとに、人びとの生命／生活を支える政府の責任を粘り強く訴えていく必

要がある。

くわえて中長期的な課題として、構造的な問題の変革がある。リーマンショックの時にも、ラテンアメリカ出身者をはじめ移民たちの生活困窮があらわになった。その時から 10 年以上が経過しているにもかかわらず、今回も同様の問題が繰り返されている。これは、この間の政府の無策と同時に、市場や社会における周縁化という構造的な問題があることを示している。移住連としては、こうした問題を変革していく取り組みについても引き続き行っていきたい。

さいごに

最後に、現金給付という支援の形について感じたことを書いておきたい。当初私は、現金給付は緊急支援として意味がある一方で、「単にお金を

配るだけ」という形に終わらないか若干の危惧も抱いていた。

しかし支援を受け取った方からの反応を聞かなかで、そうした危惧は消えていった。なかでも印象に残ったのは、「自分の存在が忘れられていないと思った」という声や、「自由に使える現金がありがたかった」というメッセージである。現金給付には、当事者に幾ばくかの尊厳と自由の感覚を与えるという、経済的価値以上の意味があることを知った。同時に、彼らの声は、現金給付が「あなたのことを気にかけている」という市民社会からのメッセージとして機能した面があることを示しているように思う。とするならば、このような配慮は「共生」の原点ともいえるのではないだろうか。

●高谷 幸

(2)「基金」運営チームに参加して

新型コロナウイルスの影響が日本を覆いはじめた3月ごろから、移住連では、今回のウイルスはこれまでの私たちの経験をはるかに超える深刻な影響を移民・難民の人々に与えるのではないかと予感し、従来の活動の継続の上に、緊急体制をとって、臨機応変に最も必要な活動に注力することを決めた。

3月～4月にかけて、出入国や生活困窮に関する緊急課題について、制度を柔軟運用するための要請活動にも追われる日々だった。私の周囲では、来日して日が浅いベトナム人などからの生活困窮を訴える SOS の声が大きくなり、それに応える形での食料支援が各地で実践されていた。

この生活困窮への対応は、果たしてコミュニティの支援で追いつくのだろうか、民間でも力を結集する方法はないだろうか、そう考えている時に、すでにスタートしていた反貧困ネットらの「緊急

ささえあい基金」にヒントを得て思いついたのが、移民・難民を対象とした独自の支援基金をつくり、移住連で運営するというアイデアだった。思い切って事務局から理事会、運営委員会に提案をすると、移住連にとって、こうした基金の運営は、まったく初めての経験だったにもかかわらず、皆が前向きにやろう、と賛成してくれた。政府の特別定額給付金から外国籍の一部の人たちが対象外になるということがほぼ決定した時期とも重なって、基金は一気に走り出した。

それから5ヶ月間、基金運営チームのメンバーは休む間もなく無我夢中で走ってきた感がある。けれども疲労感以上に、支援を受けた移民・難民の人たちからの直接のメッセージや、基金の運動に参加した寄付者や、申請者の移住連会員からの励ましの声に、大きな力をいただいた。とくに当事者の人たちからの「私たちが忘れないでくれて

ありがとう」というメッセージには、胸が熱くなった。これまでに経験のない困難でも、互いの助け合いと連帯の力で、ある程度は乗り越えることができる。今回の基金を運営しながら、そのことを肌身で感じる事ができた。

ただし、今回のような未曾有の危機を乗り越えていくためには、民間による「共助」だけでは当然ながら不十分で、「公助」をとまなう必要がある。民間による助け合いの基金にいったん区切りをつけた移住連は、この運動を、どのような形で継承していけるのか。いま、それが真剣に問われていると思う。

●山岸素子

(移住者と連帯する全国ネットワーク事務局長)

この緊急支援基金を通して、移民・難民の権利と尊厳が保障されず、それによって最低限の生活も脅かされている状況の深刻さを改めて痛感した一方で、基金の呼びかけに対してあつまった市民のちからの大きさも目の当たりにした。

今回の基金の取り組みの中で特に心に残っているのは、この社会の死角におかれ、見捨てられたと絶望していた多くの人たちに、市民の思いのこもった支援を届けることで、社会とのつながりを改めて感じてもらえたことである。まだ自分たちは忘れられていなかった、という言葉をもたらしたとき、この基金をやってよかったと心から思えた。

しかし、支援が終了したこれからが重要である。基金の支援も一時的でしかない。苦境に立たされている移民・難民が安心して暮らせるレジリエントな社会を実現するための運動を、市民が一体となって考えていなければならぬ。この基金で結集した市民のちからを信じたい。

●崔洙連 (移住者と連帯する全国ネットワーク事務局)

7月よりアルバイトとして基金運営に参加し、関連した事務作業を担当させていただきました。毎日の作業記録には現金給付を必要とされる方々のニーズと、支援を申し出る方々のケアの声が次々と届き蓄積されました。外国をルーツとした方々の日本での生きづらさが、新型コロナの感染拡大に伴い強化されたことに悲しみを感じたとともに、同様の悲しみや使命感の声を基金に届けてくださった人々の存在に勇気づけられました。

この数ヶ月間、当基金はこうしたニーズとケアの交差点となりましたが、ここで生まれる動力が金銭的なものに限られず心理的・社会的であったこと、さらに将来的な制度の変化につながることを強く期待します。

また、学生としての勉強や今後の自身の行動にも、今回の経験で得た学びや意欲を反映していこうと思います。 ●藤本結月 (移住連アルバイト)

短い期間に当初の予想を超える多額の寄付が寄せられたことに希望を感じた。今回の緊急支援を通じて、コロナ禍のなか困窮にあえぐ移民・難民の人たちに、あなたたちはかけがえのない仲間だというメッセージを届けることができたのではと思う。

一方で痛感したのは、支援を届けた人たちの状況の想像以上の深刻さだ。私自身も数人支援を申請したが、その人たちの苦境は今も変わらず続いており、生存そのものが脅かされている。現状で私にできることは食料支援しかなく、本当に心苦しい思いをしている。そのような移民・難民を取り巻く状況を改善するために、政府や自治体に対する働きかけにより一層力をいれていかねばならないと思う。

●早崎直美（すべての外国人労働者とその家族の
人権を守る関西ネットワーク）

今回の打合せに合わせて、申請者リストが届き、目を通す作業が繰り返される。そこに記されている一人一人が今、この日本で生きている人だと思ふと同時に、何もできずに申し訳ないと苦しくなる瞬間でもあった。わずかの支援金はどこまで彼らの生活を支えることができたのだろうか。今、彼らはどうしているのだろうか。彼らの生活は、今も続いていることを忘れてはいけないと思う。

北海道には仮放免・非正規滞在者、難民申請者がほとんどいないため、「遠くて何もできない」と勝手な理由で関わっていなかったことを深く反省した。「ここにいる」彼らの存在を知った以上、それを知らない誰かに伝えることが、今、私にできることなのかもしれない。

●西 千津

（カトリック札幌司教区難民移住移動者委員会）

コロナ感染の第一波が日本列島を覆った4月、あるキリスト教機関の実務責任者から、コロナ危機のなかでもっとも被害を受けるマイノリティ、とりわけ移民や難民に対する支援活動ができないだろうか、という提案を受けた。そのとき私は、教会関係団体が結集してそれを短期間で準備し実行しようとしても、実務者や経験者が少ない私たち教会機関ではとても無理だろう、と答えた。

ちょうどその頃、移住連の理事や運営委員の間で「緊急支援基金」が提案され準備が始められていた。そこで私は意を決し、そこに参加することにした。「基金」の5ヶ月間、事務局は募金の呼びかけと集計・お礼状、徹夜しての助成金申請書の作成、支援申請書の集約・点検と送金、そして

支援報告書の集約——などの煩雑な作業が続いた。私はそのわずか一部分を担っただけだが、それは同時に、日本社会の底辺に押し込まれた難民申請者や超過滞在者の過酷な現実と向き合うことになった。

この現実を政府に、自治体に、日本社会にしっかりと伝えなければならない。この現実を何とか変えていかなければならない。その思いを抱きながら、私はもう一つの現場、被災10年目を迎えるフクシマに戻る。基金での「私たちの経験」は今後、政策提言活動をはじめ、それぞれの現場の活動に活かされ、そこから発信していくことになる。

●佐藤信行（外国人住民基本法の制定を求める
全国キリスト教連絡協議会）

移住連さん方の素晴らしいイニシアティブに賛同し、時間に余裕があった私が難民支援団体を代表してこの基金運営チームに入れていただきました。

毎週、申請書を確認し、それに応えながら、話し合いを進めるメンバーのコミットメントと勤勉さには感銘を受けました。情宣活動も活発にされ、たくさんの助成金・寄付が集まりました。寄付していただいた方々に感謝したいと思います。

「なんみんフォーラム」に加盟する日本国際社会事業団、RAFIQ、難民支援協会、REN、イエズス会社会司牧センターを通して申請した大勢の人々が、支援金を受け取ることができました。申請書を通して、家族構成やコロナ禍にあって難民たちの困窮した状況をより深く知る機会ともなりました。特にクルド人の方々の置かれている状況を何とかしなければとの思いを強くしました。価値ある立派な報告書も、これからの活動に生かしていきたいと思います。皆さま、本当にお疲れさまでした。

●小山英之

（非営利活動法人なんみんフォーラム代表）

8. 「移民・難民緊急支援基金」 会計報告

●「移民・難民緊急支援基金」会計報告

収 入		支 出	
【寄付金】	¥34,654,564	【支援金】	¥49,050,000
ゆうちょ総合口座	¥26,966,564	【手数料】	¥380,487
郵便振替口座	¥1,089,000	振込手数料	¥78,640
コングラント寄付	¥6,599,000	振替口座徴収料	¥9,671
【助成金】	¥15,140,000	コングラント手数料	¥292,176
アーユス	¥500,000	*「基金」に関わる人件費・事務費用などは 移住連の活動費から支出	
カリタスジャパン	¥2,000,000		
庭野平和財団	¥1,000,000		
ウェスレー財団	¥990,000		
東京コミュニティー財団	¥10,000,000		
愛恵福祉支援財団	¥500,000		
さわやか福祉財団	¥150,000		
【利子】	¥10		
＜収入計＞	¥49,794,574	＜支出計＞	¥49,430,487

差引収支	¥364,087
------	----------

*募金終了（8月31日）のあとも160万円余の募金が続いたため、残金がゼロにならなかった。

*残金364,087円は、報告書作成費用など、「基金」フォローアップ費用として活用したい。

●募金を寄せてくれた団体名

日本キリスト教会横浜桐畑教会／福岡アジア女性センター／高槻むくげの会／日本自由メソヂスト教団布施源氏ヶ丘教会／日本聖公会川口基督教会／日本基督教団／宗教法人カトリックイエズス会 SJ ハウス／たぶんかフリースクール杉並校有志／日本聖公会管区事務所／在日大韓基督教豊橋教会／新潟ヘルプの会／横浜山手聖公会／日本キリスト教会帯広教会／日本キリスト教会横須賀教会／日本キリスト教会長崎伝道所／日本聖公会横浜教区／日本基督教団／日本聖公会婦人会／カトリック岩見沢教会／日本キリスト教会函館相生教会／日本キリスト教会上溝教会／日本キリスト教会大垣教会／日本キリスト教会苫小牧教会／日本キリスト教会岡崎伝道所／日本キリスト教会荻窪北教会／イエズス会社会司牧センター／日本キリスト教会森林公園教会／日本キリスト教会横浜桐畑教会／日本キリスト教会宇都宮松原教会／日本キリスト教会北見教会／カトリック至聖贖修道会／山梨外国人 인권 ネットワーク・オアシス／日本キリスト教会習志野教会／多摩ニュータウン永山伝道所／聖ドミニコ修道女会岡崎修道院／宗教法人聖心の布教姉妹会／ヘルプライン山形／福音の光／I 女性会議／マリアの御心子女会／日本キリスト教会南柏教会／日本キリスト教会／日本キリスト教会荻久保北教会／メリノール女子修道会／神の御母修道院／宗教法人高槻バプテスト教会／イエズス会神学院／日本バプテスト同盟駒込集会所／大阪聖ヨゼフ布教修道女会修練院／日本キリスト教会尾道西教会／横浜海岸教会／日本バプテスト連盟日韓・在日連帯特別委員会／カトリック札幌司教区難民移住移動者委員会／カトリック名古屋教区難民移住移動者委員会／カラバオの会／外国人119ネットワーク／NPO 法人岡山県住環境福祉協会 *送金日付順

●募金を寄せてくれた個人数 983人

COLOPHON

新型コロナ「移民・難民緊急支援基金」報告書

発行日

2020年10月31日

発行

NPO法人 移住者と連帯する全国ネットワーク

編集

移住連 新型コロナ「移民・難民緊急支援基金」運営チーム

連絡先

〒110-0005

東京都台東区上野1-12-6 3階

☎ 03(3837)2316

FAX 03(3837)2317

I am here.
Survive the corona
crisis together.



NPO法人

移住者と連帯する全国ネットワーク